

【1. 事業編】表紙・目次

新	旧
<p data-bbox="577 564 943 616">砂防技術基準</p> <p data-bbox="533 954 591 991">»»»</p> <p data-bbox="667 951 882 991"><u>[1] 事業編</u></p> <ul data-bbox="645 1023 819 1166" style="list-style-type: none">[2] 調査編[3] 計画編[4] 設計編[5] 施工積算・管理編[6] 用地補償編[7] 資料編	<p data-bbox="1384 564 1749 616">砂防技術基準</p> <p data-bbox="1352 954 1411 991">»»»</p> <p data-bbox="1487 951 1702 991"><u>[1] 事業編</u></p> <ul data-bbox="1464 1023 1639 1166" style="list-style-type: none">[2] 調査編[3] 計画編[4] 設計編[5] 施工積算・管理編[6] 用地補償編[7] 資料編

新	旧
<p>第1章 砂防事業の概要</p> <p>第1章 砂防事業の概要..... 1-1</p> <p>第1節 はじめに..... 1-1</p> <p>1.1 山口県の特徴..... 1-1</p> <p>1.2 砂防とは..... 1-1</p> <p>1.3 砂防の歴史..... 1-1</p> <p>第2節 補助・交付金事業..... 1-4</p> <p>2.1 砂防事業の概要について..... 1-4</p> <p>第3節 単独事業..... 1-4</p> <p>3.1 単独砂防改良事業（純単独事業）..... 1-4</p> <p>3.2 単独砂防改良事業（臨時河川等整備事業）..... 1-4</p> <p>3.3 自然災害防止事業（砂防関連）..... 1-4</p> <p>第2章 通常砂防事業の流れ..... 1-5</p> <p>第1節 流れ..... 1-5</p> <p>1.1 予備設計..... 1-6</p> <p>1.2 詳細設計..... 1-6</p> <p>1.3 全体計画協議..... 1-6</p> <p>1.4 構造協議..... 1-6</p> <p>1.5 砂防指定協議..... 1-6</p> <p>第2節 各年度の流れ..... 1-17</p> <p>2.1 概算要求〔前年度5月〕..... 1-17</p> <p>2.2 新規箇所ヒアリング〔前年度8月頃、11月頃〕..... 1-17</p> <p>2.3 2次要求〔前年度1月〕..... 1-17</p> <p>2.4 予算内示〔4月〕..... 1-17</p> <p>2.5 交付申請〔4月〕、変更交付申請〔随時〕..... 1-17</p> <p>2.6 通常砂防事業のフローチャート..... 1-18</p> <p>第3章 災害関連緊急砂防事業..... 1-19</p> <p>第1節 災害関連緊急砂防事業..... 1-19</p> <p>1.1 災害関連緊急砂防事業としての基本的な考え方..... 1-19</p> <p>1.2 提出書類..... 1-19</p> <p>1.3 作成要領..... 1-20</p> <p>1.4 災害関連緊急事業のフローチャート..... 1-24</p>	<p>第1章 砂防事業の概要</p> <p>第1節 はじめに..... 1</p> <p>1.1 山口県の特徴..... 1</p> <p>1.2 砂防とは..... 1</p> <p>1.3 砂防の歴史..... 1</p> <p>第2節 補助・交付金事業..... 4</p> <p>2.1 砂防事業の概要について..... 4</p> <p>第3節 単独事業..... 4</p> <p>3.1 単独砂防改良事業（純単独事業）..... 4</p> <p>3.2 単独砂防改良事業（臨時河川等整備事業）..... 4</p> <p>3.3 自然災害防止事業（砂防関連）..... 4</p> <p>第4節 その他..... 5</p> <p>4.1 地方債関係事務の適正執行について（通達）..... 5</p> <p>4.2 地域防災計画と自然災害防止事業の実施との適切な調整について（通達）..... 7</p> <p>第2章 土砂災害発生時における対応</p> <p>第1節 災害対策事業の種類..... 8</p> <p>第2節 災害状況報告..... 8</p> <p>第3節 土砂災害による被害状況報告の提出について..... 9</p> <p>3.1 土砂災害による被害状況の提出について（通達）..... 9</p> <p>3.2 土石流災害報告の様式について..... 10</p> <p>第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ 削除</p> <p>第1節 流れ..... 15</p> <p>1.1 概略設計..... 16</p> <p>1.2 詳細設計..... 16</p> <p>1.3 全体計画協議..... 16</p> <p>1.4 構造協議..... 16</p> <p>1.5 砂防指定協議..... 16</p> <p>第2節 各年度の流れ..... 26</p> <p>2.1 概算要求〔前年度5月〕..... 26</p> <p>2.2 新規箇所ヒアリング〔前年度7月〕..... 26</p> <p>2.3 2次要求〔前年度1月〕..... 26</p> <p>2.4 2.4 予算内示〔4月〕..... 26</p> <p>2.5 交付申請〔4月〕、変更交付申請〔随時〕..... 26</p> <p>2.6 砂防通常事業のフローチャート..... 27</p> <p>第4章 災害関連緊急砂防事業</p> <p>第1節 災害関連緊急砂防事業..... 28</p> <p>1.1 災害関連緊急砂防事業としての基本的な考え方..... 28</p>

更新

更新

資料編へ
移動

削除

新	旧
	<p>1.2 提出書類 28</p> <p>1.3 作成要領 29</p> <p>1.4 災害関連緊急事業のフローチャート 33</p>

【1. 事業編】第1章 砂防事業の概要

新	旧
<p style="text-align: center;">【事業編 第1章 砂防事業の概要】</p> <p style="text-align: center;">第1章 砂防事業の概要</p> <p>第1節 はじめに</p> <p>1.1 山口県の特徴</p> <p>山口県は、本州の西端に位置し、北と西側が日本海、南側は瀬戸内海と、3方を海に囲まれ、東西約170km、南北約60～100kmの東西に長い形となっている。</p> <p>地形的には、県土の88%が山地と丘陵地で占められ、東部の島根、広島県境付近の中国山地に1,000m前後の高峻な山地があるものの、全体的には低山地・丘陵地が主体で、平野部の乏しい地形となっており、長大な河川はなく、山地からわずかな距離で、海まで流れ込んでいる急流河川が大半を占めている。又、地質構造は極めて複雑で、堆積岩から変成岩までと種類が多く、古生代から新生代まで全ての時代におたる様々な岩石や地層が分布し、地盤の脆弱な箇所が多く見られる。</p> <p>更新 このように本県は、地形・地質ともに土砂災害の危険性を多く含んでおり、<u>土砂災害警戒区域数は、全国でも6番目（R7.3.31公表値）に多い。</u></p> <p>1.2 砂防とは</p> <p>砂防とは、土砂災害を防止するために、溪流の土砂の流下を防止する砂防堰堤工、とくしゃ地や荒地の土留緑化工などの山腹崩壊防止工、溪流の侵食防止のための護岸工や床固工などの溪流保全工を計画し施工することを言う。</p> <p>1.3 砂防の歴史</p> <p>1 明治までの砂防</p> <p>我が国の砂防の歴史はかなり古く、その詳細は明らかではないが、大同元年（806年）山城国葛野郡大井山に大量の土砂流出があり、土砂停止のため川辺の林木を禁伐にした事例など、局地的ではあるが、同様の取り締まりが行われた記録が残されている。</p> <p>その後の主な記録によれば、万治3年（1660年）江戸幕府は、山城、大和、伊賀3国の木根堀取禁止ならびに土砂留植苗方を令達しており、寛文6年（1666年）には、「山川の掟」を發布し、木根堀取禁止及び山々植付を命じ、さらに天和3年（1683年）には、畿内の河川が大氾濫したため、幕府はその原因を調査するとともに、貞享元年（1684年）には、再び「山川の掟」を發布し、近畿7箇国にその実施を強く促している。</p> <p>この様な努力にもかかわらず、実際には山地、特に里山での樹木の無断伐採はなくなり、耕地の開墾、それに伴う田畑への肥料のための落枝落葉の採取、人口増加に伴う燃料や生活用品などのための木や草、そして林産物の採取は継続された。そのため、特に里山での荒地が進んでいった。</p> <p>その他にも石材の掘削、陶器に適した土の採取による山地破壊、また、陶器や製塩のための燃料材の伐採等により、江戸時代から明治時代にかけて我が国の多くの地方にはげ山が存在していた。</p> <p>藤原京の造営や奈良7大寺のための用材のために荒地化した田上山、地域の生活のための森林伐採により裸地化した山口県島田川流域など、多くの裸地化した地域では、降雨のたびに土砂災害に悩まされた。</p> <p style="text-align: center;">1-1</p>	<p style="text-align: center;">第1章 砂防事業の概要</p> <p style="text-align: center;">第1章 砂防事業の概要</p> <p>第1節 はじめに</p> <p>1.1 山口県の特徴</p> <p>山口県は、本州の西端に位置し、北と西側が日本海、南側は瀬戸内海と、3方を海に囲まれ、東西約170km、南北約60～100kmの東西に長い形となっている。</p> <p>地形的には、県土の88%が山地と丘陵地で占められ、東部の島根、広島県境付近の中国山地に1000m前後の高峻な山地があるものの、全体的には低山地・丘陵地が主体で、平野部の乏しい地形となっており、長大な河川はなく、山地からわずかな距離で、海まで流れ込んでいる急流河川が大半を占めている。又、地質構造は極めて複雑で、堆積岩から変成岩までと種類が多く、古生代から新生代まで全ての時代におたる様々な岩石や地層が分布し、地盤の脆弱な箇所が多く見られる。</p> <p>このように本県は、地形・地質ともに土砂災害の危険性を多く含んでおり、土砂災害危険箇所数も全国でも3番目（H15.3公表値）に多い。</p> <p>1.2 砂防とは</p> <p>砂防とは、土砂災害を防止するために、溪流の土砂の流下を防止する砂防堰堤工、はげ山や荒地の土留め緑化工などの山腹崩壊防止工、溪流の侵食防止のための護岸工や床固工などの溪流保全工を計画し施工することを言う。</p> <p>1.3 砂防の歴史</p> <p>1 明治までの砂防</p> <p>我が国の砂防の歴史はかなり古く、その詳細は明らかではないが、大同元年（806年）山城国葛野郡大井山に大量の土砂流出があり、土砂停止のため川辺の林木を禁伐にした事例など、局地的ではあるが、同様の取り締まりが行われた記録が残されている。</p> <p>その後の主な記録によれば、万治3年（1660年）江戸幕府は、山城、大和、伊賀3国の木根堀取禁止ならびに土砂留植苗方を令達しており、寛文6年（1666年）には、「山川の掟」を發布し、木根堀取禁止及び山々植付を命じ、さらに天和3年（1683年）には、畿内の河川が大氾濫したため、幕府はその原因を調査するとともに、貞享元年（1684年）には、再び「山川の掟」を發布し、近畿7箇国にその実施を強く促している。</p> <p>この様な努力にもかかわらず、実際には山地、特に里山での樹木の無断伐採はなくなり、耕地の開墾、それに伴う田畑への肥料のための落枝落葉の採取、人口増加に伴う燃料や生活用品などのための木や草、そして林産物の採取は継続された。そのため、特に里山での荒地が進んでいった。</p> <p>その他にも石材の掘削、陶器に適した土の採取による山地破壊、又陶器や製塩のための燃料材の伐採等により、江戸時代から明治時代にかけて我が国の多くの地方にはげ山が存在していた。</p> <p>藤原京の造営や奈良7大寺のための用材のために荒地化した田上山、地域の生活のための森林伐採により裸地化した山口県島田川流域など、多くの裸地化した地域では、降雨のたびに土砂災害に悩まされた。</p> <p style="text-align: center;">1-1</p>

新	旧
<p>【事業編 第1章 砂防事業の概要】</p> <p>2 明治以降の砂防 明治元年（1868年）戊辰戦争の最中において、淀川に大洪水が起きたため、明治政府は治水対策のため太政官に「治河使」を置いた。 明治5年から6年にかけて、治水事業を指導するため、ドールン、リンドウ、エッセル、デレーケ等のオランダ人技師が来日し、治水、利水並びに治山事業を指導した。 明治29年及び30年にわたり河川法、砂防法及び森林法を成立させた。 その後各地で山地の荒廃を防ぐための砂防が始められ、そしてその砂防事業や治山事業により緑の復元がなされた。戦後の林業における植林の効果や燃料革命による燃料材の伐採が減少したことにより、現在では緑の多い国となった。</p> <p>3 戦後の台風による被害とその後の経緯 戦後の自然災害で人的被害の大きいものは、1995年の兵庫県南部地震（死者行方不明者約6,400人）や、2011年の東日本大震災（死者行方不明者約22,300人）である。 しかしながら、それまでの最大の自然災害は1959年の伊勢湾台風（死者行方不明者5,098人）であった。特に1945年から60年にかけて連年台風が上陸し、そのたびに1,000人を超す死者行方不明者を出す被害を出した。 それが、60年以降自然災害で1,000人を超す人的被害が見られなくなった。 これは、台風災害に対し砂防治山治水事業の実施により洪水に対する安全度が高くなったこと、ラジオやテレビなどの普及により気象情報が住民に徹底されるようになったためと考えられる。</p> <p>4 砂防事業の変化 広義の砂防の目的及び方法は様々である。現在我が国で行われている砂防は、治水、利水のための砂防、森林の維持達成のための砂防、地すべりや急傾斜地崩壊対策としての砂防がある。 特に「砂防法」では、土砂の異常流出により溪床上昇することを防ぐ、いわゆる「治水上砂防」を目的としてきた。 しかしながら、最近では土石流など直接的な土砂災害による死者・行方不明者を多く占めるようになり、土石流対策にそのウエイトを移すようになっている。</p> <p>5 ソフト対策の推進 これまでの土砂災害防止対策は、砂防三法と言われる「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、砂防堰堤などの施設整備を中心としたハード対策により危険箇所の整備を行ってきた。しかし、住宅の新規立地などにより、危険箇所は増え続けており、いつまでたっても、ハード対策は終わらないという状態になっている。 こうした中、平成11年に広島県で300箇所を超える土砂災害が発生し、32名もの尊い命が犠牲となったことを契機に、土砂災害の危険のある地域を明らかにし、 ・情報提供や警戒避難措置に努めること ・住宅などの立地を抑制すること</p>	<p>第1章 砂防事業の概要</p> <p>2 明治以降の砂防 明治元年（1868年）戊辰戦争の最中において、淀川に大洪水が起きたため、明治政府は治水対策のため太政官に「治河使」を置いた。 明治5年から6年にかけて、治水事業を指導するため、ドールン、リンドウ、エッセル、デレーケ等のオランダ人技師が来日し、治水、利水並びに治山事業を指導した。 明治29年及び30年にわたり河川法、砂防法及び森林法を成立させた。 その後各地で山地の荒廃を防ぐための砂防が始められ、そしてその砂防事業や治山事業により緑の復元がなされた。戦後の林業における植林の効果や燃料革命による燃料材の伐採が減少したことにより、現在では緑の多い国となった。</p> <p>3 戦後の台風による被害とその後の経緯 戦後の自然災害でもっとも人的被害の大きいものは、1995年の兵庫県南部地震で死者行方不明者約6,400人に上る。 しかしながら、それまでの最大の自然災害は1959年の伊勢湾台風（死者行方不明者5,098人）であった、特に1945年から60年にかけて連年台風が上陸しそのたびに1,000人を超す死者行方不明者を出す被害を出した。 それが、60年以降自然災害で1,000人を超す人的被害が見られなくなった。 これは、台風災害に対し砂防治山治水事業の実施により洪水に対する安全度が高くなったこと、ラジオ、テレビなどの普及により気象情報が住民に徹底されるようになったためと考えられる。</p> <p>4 砂防事業の変化 広義の砂防の目的及び方法は様々である。現在我が国で行われている砂防は、治水、利水のための砂防、森林の維持達成のための砂防、地すべりや急傾斜地崩壊対策としての砂防がある。 特に「砂防法」では、土砂の異常流出により溪床上昇することを防ぐ、いわゆる「治水上砂防」を目的としてきた。 しかしながら、最近では土石流など直接的な土砂災害による死者・行方不明者を多く占めるようになり、土石流対策にそのウエイトを移すようになっている。</p> <p>5 ソフト対策の推進 これまでの土砂災害防止対策は、砂防三法と言われる「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、砂防堰堤などの施設整備を中心としたハード対策により危険箇所の整備を行ってきた。しかし、住宅の新規立地などにより、危険箇所は増え続けており、いつまでたっても、ハード対策は終わらないという状態になっている。 こうした中、平成11年に広島県で3箇所を超える土砂災害が発生し、24名もの尊い命が犠牲となったことを契機に、土砂災害の危険のある地域を明らかにし、 ・情報提供や警戒避難措置に努めること ・住宅などの立地を抑制すること</p>
更新	
	更新
1-2	1-2

新	旧
<p data-bbox="465 240 676 256">【事業編 第1章 砂防事業の概要】</p> <p data-bbox="445 296 1025 339">などの対策の必要性が強く認識され、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が制定されることとなった。</p> <p data-bbox="445 347 1025 391">今後はこれまでのハード中心の対策から、ハード・ソフト両面の対策を展開することにより、危険箇所の増加を抑制し、土砂災害による被害を減らす取り組みを行うこととなった。</p> <p data-bbox="456 475 515 491">参考文献</p> <p data-bbox="465 499 826 515">逐条砂防法（建設省河川局砂防法研究会）全国加除法令出版</p> <p data-bbox="465 523 656 539">土石流災害（池谷浩）岩波書店</p> <p data-bbox="465 547 779 563">土砂災害防止法について（白石雅寛）月刊建設02-09</p> <p data-bbox="465 571 990 587">MESSAGES FOR THE 21st CENTURY 自然の復元」の英語版（松下忠洋）砂防広報センター</p> <p data-bbox="725 1230 757 1246">1-3</p>	<p data-bbox="1279 240 1426 256">第1章 砂防事業の概要</p> <p data-bbox="1258 296 1839 339">などの対策の必要性が強く認識され、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が制定されることとなった。</p> <p data-bbox="1258 347 1839 391">今後はこれまでのハード中心の対策から、ハード・ソフト両面の対策を展開することにより、危険箇所の増加を抑制し、土砂災害による被害を減らす取り組みを行うこととなった。</p> <p data-bbox="1270 475 1328 491">参考文献</p> <p data-bbox="1279 499 1639 515">逐条砂防法（建設省河川局砂防法研究会）全国加除法令出版</p> <p data-bbox="1279 523 1469 539">土石流災害（池谷浩）岩波書店</p> <p data-bbox="1279 547 1592 563">土砂災害防止法について（白石雅寛）月刊建設02-09</p> <p data-bbox="1279 571 1803 587">MESSAGES FOR THE 21st CENTURY 自然の復元」の英語版（松下忠洋）砂防広報センター</p> <p data-bbox="1538 1230 1570 1246">1-3</p>

新	旧
<p>【事業編 第1章 砂防事業の概要】</p> <p>第2節 補助・交付金事業 2.1 砂防事業の概要について</p> <p>砂防事業の補助事業については、以下のホームページより「砂防関係事業の概要（国土交通省砂防部）」を参照すること。</p> <p>国土交通省 水管理・国土保全局 パンフレット・事例集 砂防 砂防関係事業の概要</p> <p>http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/index.html#sabo</p> <p>第3節 単独事業 3.1 単独砂防改良事業（純単独事業）</p> <p>砂防工事の小規模なもの</p> <p>3.2 単独砂防改良事業（臨時河川等整備事業）</p> <p>砂防指定地内の溪流における砂防設備に関する整備をおこなうもので、小規模の改修工事であること。</p> <p>3.3 自然災害防止事業（砂防関連）</p> <p>災害対策基本法に基づく県並びに市町村地域防災計画の災害危険区域に掲載されているもの（当該年度に掲載される見込みのあるものを含む。）で、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止する施設を建設するもので、砂防指定地内の施設整備で溪流保全工および護岸工であること。</p> <p>（注）用地費については、当該年度に事業が完成する部分についてのみ対象とすること。</p> <p>1-4</p>	<p>第1章 砂防事業の概要</p> <p>第2節 補助・交付金事業 2.1 砂防事業の概要について</p> <p>砂防事業の補助事業については、以下のホームページより「砂防関係事業の概要（国土交通省砂防部）」を参照すること。</p> <p>国土交通省 水管理・国土保全局 パンフレット・事例集 砂防 砂防関係事業の概要</p> <p>http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/index.html#sabo</p> <p>第3節 単独事業 3.1 単独砂防改良事業（純単独事業）</p> <p>砂防工事の小規模なもの</p> <p>3.2 単独砂防改良事業（臨時河川等整備事業）</p> <p>砂防指定地内の溪流における砂防設備に関する整備をおこなうもので、小規模の改修工事であること。</p> <p>3.3 自然災害防止事業（砂防関連）</p> <p>災害対策基本法に基づく県並びに市町村地域防災計画の災害危険区域に掲載されているもの（当該年度に掲載される見込みのあるものを含む。）で、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止する施設を建設するもので、砂防指定地内の施設整備で溪流保全工および護岸工であること。</p> <p>（注）用地費については、当該年度に事業が完成する部分についてのみ対象とすること。</p> <p>1-4</p>

新

旧

資料編へ
移動

第1章 砂防事業の概要

第4節 その他

4.1 地方債関係事務の適正執行について（通達）

砂防第16号
河川第16号
平成3年4月5日

各土木建築事務所長
殿
各土木事務所長

砂防課長
河川課長

地方債関係事務の適正執行について

このことについて、総務部長から別添のとおり通知がありました。
については、下記に留意の上、起債関係事務の適正執行に遺漏のないようよろしくお願いします。

記

1 臨時河川等整備事業および自然災害防止事業において不適債とされる主な事項

- (1) 維持管理的経費
- (2) 一般的調査費
- (3) 先行用地取得費
- (4) 単独事業以外の事業への充当
- (5) 災害危険区域の区域での事業（自然災害防止事業のみ）

2 中国財務局による現地調査の実施

平成3年度から3カ年程度の間中国財務局による現地土木事務所等の調査がおこなわれる。

3 その他

その他個別的事項については、別添通知を熟知の上事業を執行されたい。

新

旧

資料編へ
移動

第1章 砂防事業の概要

自治地第 23 号
平成3年2月20日

各都道府県総務部長
(財政課・地方課扱い)
各指定都市財務局長

殿

自治省財務局地方債課長

地方債関係事務の適正執行について

地方債関係事務の適正執行については、かねてからご努力いただいているところであるが、平成2年度においても、会計検査院による会計実地検査において、依然として地方債関係事務に適正を欠くと指摘されて事例が見受けられたことは誠に遺憾である。

自治省においては、起債事務の簡素合理化の要請に沿うため、各地方公共団体における起債事務の適正な執行を前提として、平成2年度から、原則としてすべての地方債について特配分方式により起債許可予定額の決定をおこなうこととしたところであり、その意味で、従来にも増してその適正執行の確保が求められているところである。

したがって、各地方公共団体においては、この簡素合理化の趣旨を十分に踏まえ、今後かかる事象が繰返すことのないよう起債事務の適正執行に厳に努められたい。

特に、自然災害防止事業については、地方債許可方針等に則り、①災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられた災害危険区域以外の区域で実施される事業への充当、②単独事業以外の事業への充当、③用地取得費のうち起債対象外とされているものへの充当、④維持管理費、一般的調査費等への充当などが安易におこなわれることのないよう、下記事項に十分留意のうえ適正に執行されたい。

なお、本件に関連して、自治省消防庁防災課長からも各都道府県消防防災主管部長等に対し、通知がなされているので、参考までに添付する。

おって、管下市町村に対してもこの旨周知徹底を図られたい。

記

1 自然災害防止事業に係る地方債の充当に当たっては、特に地域防災計画と自然災害防止事業の実施との適切な調整に留意する必要があり、財政部局、事業執行部局および消防防災部局相互間で常に密接な連絡調整をおこなうことにより、事業実施前において事業内容の確認をおこなうとともに、地域防災計画の修正・変更を要する場合には事業実施前または実施後速やかにおこなう等、手続き・運用に万全を期されたいこと。

2 財政当局のみならず事業執行部局等まで関係部局全体にわたり、地方債許可方針、同運用通達等の趣旨の周知徹底を図られたいこと。

1-6

新

旧

資料編へ
移動

第1章 砂防事業の概要

4.2 地域防災計画と自然災害防止事業の実施との適切な調整について（通達）

消防災第 92 号
平成3年2月20日

各都道府県消防防災主管部長
各指定都市防災担当局長 殿

消防庁防災課長

地域防災計画と自然災害防止事業の実施との適切な調整について

地域防災計画の適切な見直しについては、「地域防災計画の見直しの推進について」（昭和62年6月30日付消防災第167号 各都道府県知事あて消防庁次長通知）および「土砂災害対策の強化について」（昭和63年3月15日付消防災第63号 各都道府県知事あて消防庁長官通知）に則り、かねてからご尽力いただいているところである。

さて、地方公共団体が地域防災計画に掲示する災害危険区域において単独事業としておこなう自然災害防止事業に対しては自然災害防止事業債の充当があることはご承知のことと思うが、このたび別添自治省財政局地方債課長通知のとおり、当該事業の実施箇所が地域防災計画に災害危険箇所として掲示されていないため、その財源となる自然災害防止事業債の充当について問題が生じる事例が見受けられたところである。

貴職におかれては、この趣旨もふまえながら、なお一層積極的に災害危険箇所の点検をおこない、必要場合は災害予防対策を推進すべき災害危険区域として地域防災計画に掲示するとともに、事業所管部局、財政部局との緊密な連携のもとに、自然災害防止事業の実施前において事業内容および地域防災計画への掲示の有無の確認をおこなう等、地域防災計画と自然災害防止事業の実施との適切な調整を十分図られたい。

なお、災害危険区域の点検と地域防災計画への掲示に当たっては、近年土砂災害に起因する死傷者の割合が高いこと、計画に掲示されていない箇所においても災害の発生する事例が見受けられることにも十分留意されたい。

この趣旨は管下市町村にも周知徹底のうえ、市町村においても地域防災計画の適切な見直しおよび地域防災計画と自然災害防止事業の実施との適切な調整が図られるようよろしくご指導願いたい。

【1. 事業編】第2章 土砂災害発生時における対応

新	旧
	<div data-bbox="1877 268 1973 327" style="border: 1px solid red; padding: 2px; text-align: center; color: red;">資料編へ 移動</div> <p data-bbox="1265 295 1496 311">第2章 土砂災害発生時における対応</p> <p data-bbox="1400 343 1675 359" style="text-align: center;">第2章 土砂災害発生時における対応</p> <p data-bbox="1265 383 1444 399">第1節 災害対策事業の種類</p> <p data-bbox="1254 406 1836 454">砂防関連事業における災害対策は、災害復旧事業、災害関連緊急砂防事業、砂防圏甚災害対策特別緊急事業及び特定緊急砂防事業等多岐にわたっている。</p> <p data-bbox="1254 462 1836 502">事業採択に当たっては、災害の状況を十分考慮して、効果的かつ円滑な事業執行を図らなければならない。</p> <p data-bbox="1265 526 1400 542">第2節 災害状況報告</p> <p data-bbox="1254 550 1836 622">①風水害・震災等により土砂災害が発生した場合、また山火事等により流域が著しく荒廃した場合には、被害状況を適格に把握した上で、速やかに災害報告を行うこと。また、関連する新聞記事等を収集すること。</p> <p data-bbox="1254 630 1836 670">特に、死者等の人的被害が出た場合は、対外的に対応を行う必要が生ずる場合があるので逐次状況報告を行わなければならない。</p> <p data-bbox="1254 678 1836 718">要綱及び様式については、本章第3節「土砂災害による被害状況報告の提出について」を参照する。</p> <p data-bbox="1254 726 1836 821">②人家に被害が無くとも、不安定土砂が上流に堆積している等、次期出水で土砂災害の恐れがある場合があるので、速やかに報告するとともに現地調査を行うこと。（報告がないと、以後の緊急対策事業に支障をきたす恐れがあるので、災害が落ち着いた段階で上記事例がないか確認のこと）</p> <p data-bbox="1265 829 1467 845">③山口県防災・砂防ボランティア</p> <p data-bbox="1254 853 1836 901">地震、風水害などの災害から県民の生命・財産を守るため、公共土木施設の被害状況及び土砂災害防止にかかる情報収集を目的に、山口県防災・砂防ボランティア協会が設立された。</p> <p data-bbox="1534 1284 1568 1300" style="text-align: center;">1-8</p>

新

旧

更新・
資料編へ
移動

第2章 土砂災害発生時における対応

第3節 土砂災害による被害状況報告の提出について

3.1 土砂災害による被害状況の提出について（通達）

国総民第13号
国河砂第54号
国河保第29号
国住防第1号
平成13年5月28日

各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部河川計画課長
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県担当部長
各指定都市担当局長あて

国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室長
国土交通省砂防部砂防計画課長
国土交通省砂防部保全課長
国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

土砂災害による被害状況の提出について

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む）においては、これら災害の対策に万全を期するため、被害状況を的確に把握した上で連絡を行うよう従来から通知されているところであるが、このたび災害報告を別紙の通り定めたので、今後は本通知の趣旨に鑑み、本省担当部局に対し、各々速やかに報告ください。

なお、昭和59年8月16日付建設省経民発第8号、建設省河砂発第56号、建設省河傾発第24号、建設省住防発第23号「土砂災害による被害状況報告の提出について」及び平成5年10月25日付建設省河砂発第63号「土砂災害による被害状況報告等について」は廃止する。

新

旧

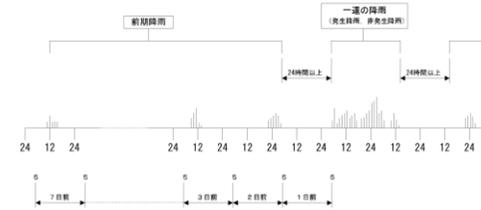
第2章 土砂災害発生時における対応

資料編へ
移動

土石流等災害報告記載要領

1. 災害報告(土石流等)については次のとおりとする。
 - (1) 報告の範囲は次のとおりとする。
 - ① 土石流危険渓流において、土石流等の土石流出が発生した場合は全て報告する。
 - ② 土石流危険渓流以外であっても、土砂溜りにより負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたもの及びこれら被害のおそれが生じたものについて報告する。
災害報告は災害発生時に**わかる範囲内で各項目に順次記載し迅速に報告**するとともに、新たな情報の入手法況に応じて災害報告を更新することとする。**(必ず第○報と記載する。)**
 - (2) 災害報告の該当項目の記載にあたっては以下の点に留意することとする。
 - 1) 災害発生日時については、災害が発生した時刻(山腹・渓岸の崩壊等、土砂移動が発生した時刻)を正確に記入する。なお、**正確な時刻が不明または調査中の場合においても、○時頃等、降雨のピーク時間及び住民への聞き取り等により推定し、時刻を暫定的に記入する。**(正確な時刻が判明した時点で修正すること。)
また、発生日時の信頼性を確認するため、発生日時を特定した根拠について記入する。
 - 2) 避難情報等の発令時刻については、各情報が最初に発令された時刻を正確に記入する。
同一の情報が複数回発令された場合は、「避難状況」の欄に各々の時刻を正確に記入することとする。
 - ・避難勧告等で避難がなされた時刻
 - ・避難勧告等の発令に基づき避難が実施された時刻を記入
 - ・自主避難がなされた時刻
 - ・避難勧告等が発令される前に自主的な避難が実施された時刻を記入
 - 3) **発生要因**については該当する項目に○をつけるとともに、降雨による土石流の場合は累加雨量グラフ及び7日間雨量表と前期降雨表を、融雪による土石流の場合は土石流発生に関する気温(発生日より1週間前)、積雪深及び日雨量(発生日より1週間前)のグラフをそれぞれ別紙にて添付する。また、各項目の記載にあたっての考え方は以下によることとする。
 - ① 観測所名及び渓流(谷出口)との距離
雨量(気象)データを計測した観測所の名前と、観測所と災害が発生した渓流の谷出口との距離を記入する。観測所は、災害発生地点に最も近い箇所とすることを基本とする。
 - ② 連続雨量
雨が降りはじめ^(*)から土石流等の発生日に至る一連の降雨^(**)とする。
(*) 降りはじめ それ以前に24時間以上の無降雨雨量0mmを含む期間がある時点をいう。
(**) 一連の降雨 前後に24時間以上の無降雨雨量0mmを含む期間があるひとまとまりの降雨のことをいう。
 - ③ 最大24時間雨量
災害が発生した一連の降雨において、前日の午前2時から当日の午前2時といった、24時間の間に計測された総雨量のうち最大の数値。
 - ④ 最大時間雨量
災害が発生した一連の降雨において、8時00分から9時00分といった、正時から正時の1時間に計測された雨量の内、最大の数値。
 - 4) **地震欄**は、地震による土石流等の場合にのみ記入する。
 - 5) **融雪欄**は、融雪による土石流等の場合にのみ記入する。

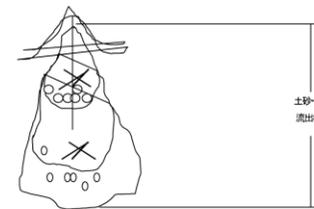
第2章 土砂災害発生時における対応



<参考図 一連の降雨と前期降雨>

6) 現地調査結果に基づき以下により記載する。

- ① 土砂流出状況欄は、流出土砂量、河道閉塞の有無、堆積状況について記入する。
- ② 流木流出状況欄は、流出流木量、河道閉塞の有無、堆積状況について記入する。
流木が土砂と混在し区分して算出することが難しい場合は、土砂に計上する。
- ③ 氾濫面積は、土砂の流出範囲を現地での目視または空中写真により確認し、できるだけ大縮尺の平面図上に描き面積を求めて記入する。
- ④ 平均堆積深・最大堆積深は、先述の氾濫区域毎に堆積深の平均値及び最大値を10cm単位程度で記入する。平均値については氾濫規模が大きい場合は、3～4点程度を計測した平均値を算出するのが望ましい。
- ⑤ 氾濫最大延長、氾濫最大幅は、延長が氾濫開始点から氾濫区域の最遠点までの距離、幅が氾濫最大延長を測定した直線に対して直行方向に最大幅となる箇所の距離とする。
- ⑥ 氾濫開始点及び氾濫終息点の勾配は、氾濫区域の氾濫開始地点と流域付近の元地形勾配を計測する。
(この時、谷出口～氾濫終息点といった長い区間の平均勾配を計測しないこと。)

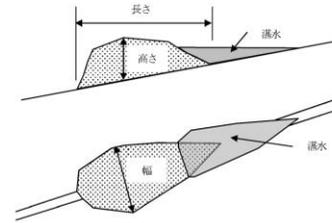


<参考図 土砂・流木流出状況>

資料編へ
移動

第2章 土砂災害発生時における対応

⑦天然ダム(河道閉塞)状況欄は、河道閉塞が発生した場合にのみ記入する。



<参考図 天然ダム(河道閉塞)状況>

7) 既存施設状況欄は、対策施設の有無と施設の被災の有無及び内補修の有無について記入する。

8) 被害状況の区分は次の通りとする。

全壊・・・住宅の損壊した部分の床面積がその住宅の延べ面積の70%以上に達したもの、または住宅の

主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上に達したものをいう。

半壊・・・損壊部分がその住宅の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住宅の主要構造部の被害

額が、その住宅の時価の20%以上50%未満のものをいう。

一部破損・・・住宅の主要構造部に被害があり、かつ「半壊」に満たないものをいう。

土砂災害特別警戒区域内での被災を()内書、土砂災害警戒区域内での被災を()内書とする。

農地被害は被災した面積を記入し、可能であればその内訳を記入する。

公共土木施設(建物)及び要配慮者利用施設の被害は建物被害の中に含み、施設名を記入する。

公共土木施設被害には、砂防設備、河川構造物、道路、鉄道、橋梁等の建物以外の公共施設についてそ

の被害の詳細を記入する。また、道路や鉄道については、被災により不通区間が生じている場合は、これ

も記入する。

宅地境界の被害の欄は、棟間に被害があった宅地の戸数と被災した棟間の構造を記入する。

9) 保全対象の欄には、報告段階における氾濫終息点(または山腹崩壊地等)から保全対象までの距離と被害

想定区域域内または直近の主な保全対象(人家数・道路名・要配慮者利用施設・避難場所等)の内容につ

いて記入する。

10) 土砂災害防止法に基づき土石流の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されている渓流の

場合、土石流により被災した人数や人家数を土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域ごとに記入する。

なお、被害区分の定義については(1)を、構造の分類については、固定資産税の家屋評価を参照(軽量

鉄骨造(プレハブ)、金属造(木造とする)。

11) 避難状況及び対応状況

災害発生箇所において応急対策として実施した対策及び今後実施予定の対策を記入すること。具体的

には、対策工、警戒避難等の概要、消防団・自衛隊等の出動状況等を記入する。既に講じた対策と今

後実施予定の対策を明確に区別し記入すること。

12) 関係法令指定等状況

関係法令の指定状況の有無について該当する項目に○をつけること。

13) 土石流発生渓流の谷出口付近の座標がわかるようであれば記入する。

新	旧
	<div data-bbox="1182 217 1861 1278" style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p data-bbox="1265 236 1496 256">第2章 土砂災害発生時における対応</p> <p data-bbox="1249 295 1424 316">(3)概況平面図等作成時の留意点</p> <p data-bbox="1265 312 1803 349">① 極力縮尺の大きい地形図等を用いるものとする。また、縮尺、方位、基準となるスケールを記入すること。</p> <p data-bbox="1265 349 1803 386">② 対象の浸流及び災害発生箇所と保全対象、避難場所・経路、砂防施設、砂防指定地、土砂災害警戒区域、同特別警戒区域等との位置関係等を明示する。</p> <p data-bbox="1534 1230 1570 1251" style="text-align: right;">1-14</p> </div> <div data-bbox="1868 220 1962 277" style="border: 1px solid red; padding: 2px; text-align: center; color: red;">資料編へ 移動</div>

【1. 事業編】第3章 通常砂防事業の流れ

新	旧
<p style="text-align: center;">【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】</p> <p style="text-align: center;">第2章 通常砂防事業の流れ</p> <p>第1節 流れ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red; font-weight: bold; display: inline-block; border: 1px solid red; padding: 2px;">更新</p> <p>事業の流れとしては、土石流区域調査等の既存資料を基に簡易な全体計画を作成し、国の認可を得てから溪流調査・予備設計を行い、その後、全体計画を変更する流れである。</p> </div> <p style="text-align: center;">図-1.1</p>	<p style="text-align: center;">第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ</p> <p style="text-align: center;">第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ 削除</p> <p>第1節 流れ</p> <p>事業の流れとしては、単独事業で概略設計を行い、それを基に全体計画を作成し、国の認可を得る流れ（パターン①）と土石流区域調査等の既存資料を基に簡易な全体計画を作成し、国の認可を得てから概略設計を行い、その後、全体計画を変更する流れ（パターン②）がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>パターン①</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>パターン②</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図-1. 1</p>
1-5	1-15

新	旧
<p style="text-align: center;">【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】</p> <p>「令3砂防第101号 通常砂防事業における砂防工事全体計画の作成について」も参照のこと。</p> <p>更新</p> <p>1.1 予備設計 予備設計では、全体計画書（別紙1～6、土砂収支図等）を作成するため、溪流内の土砂量を調査し、計画流出土砂量、現地測量、設計計画、基本事項検討、配置設計、本体工設計、概算工事費、最適案の選定等を行う。</p> <p>1.2 詳細設計 詳細設計では、予備設計で算出した計画流出土砂量をもとに、地形測量、地質調査、堰堤の構造決定等を行う。</p> <p>1.3 全体計画協議 「砂防法施行規定」第8条の3の規定に基づき、新規着工箇所（再開箇所を含む）は砂防工事に着手する前に、溪流ごとの一定区域について砂防工事の基本となる事項を定めた「砂防工事全体計画」の認可を受けなければならない。</p> <p>1.4 構造協議 詳細設計で計画した堰堤の構造等について地方整備局と協議を行う。</p> <p>1.5 砂防指定協議 砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地または治水上砂防のため、一定の行為を禁止もしくは制限することが必要な土地について、指定を行う。指定権者は国土交通大臣である。具体的には、「砂防指定地指定要綱」（平成元年建設省河川局長通達）に定める。</p> <p style="text-align: center;">1-6</p>	<p style="text-align: center;">第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ</p> <p>「令3砂防第101号 通常砂防事業における砂防工事全体計画の作成について」も参照のこと。</p> <p>1.1 概略設計 概略設計では、全体計画書（別紙1～6、土砂収支図等）を作成するため、溪流内の土砂量を調査し、計画流出土砂量、平板測量（パターン②の場合）、設計計画、基本事項検討、配置設計、本体工設計、概算工事費、最適案の選定等を行う。</p> <p>1.2 詳細設計 詳細設計では、概略設計で算出した計画流出土砂量をもとに、平板測量（パターン①の場合）、地質調査、えん堤の構造決定等を行う。</p> <p>1.3 全体計画協議 「砂防法施行規定」第8条の3の規定に基づき、新規着工箇所（再開箇所を含む）は砂防工事に着手する前に、溪流ごとの一定区域について砂防工事の基本となる事項を定めた「砂防工事全体計画」の認可を受けなければならない。</p> <p>1.4 構造協議 詳細設計で計画したえん堤の構造等について地方整備局と協議を行う。</p> <p>1.5 砂防指定協議 砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地または治水上砂防のため、一定の行為を禁止もしくは制限することが必要な土地について、指定を行う。指定権者は国土交通大臣である。具体的には、「砂防指定地指定要綱」（平成元年建設省河川局長通達）に定める。</p> <p style="text-align: center;">1-16</p>

新	旧
<p data-bbox="450 240 694 260">【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】</p> <p data-bbox="445 296 488 316">別紙1</p> <p data-bbox="633 395 831 419">令和〇〇年度</p> <p data-bbox="624 525 837 549">〇〇〇砂防事業全体計画書</p> <p data-bbox="683 630 777 651">(第〇回変更)</p> <p data-bbox="683 783 779 804">山口県</p> <p data-bbox="712 1230 748 1249">1-7</p>	<p data-bbox="1261 240 1563 260">第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ</p> <p data-bbox="1261 296 1305 316">別紙1</p> <p data-bbox="1449 395 1648 419">令和〇〇年度</p> <p data-bbox="1442 525 1657 549">〇〇〇砂防事業全体計画書</p> <p data-bbox="1500 630 1597 651">(第〇回変更)</p> <p data-bbox="1500 783 1599 804">山口県</p> <p data-bbox="1529 1230 1568 1249">1-17</p>

別紙2
○○○○事業

設計概要総括表

【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】

番	河川名		運行位置		流域の工 種 種別	最大洪水 流量(m³/s)	工作物の形状寸法		工事費 (千円)	工期 (千日)	工事 開始 年度	完成年度		山口県			
	川名	支線名	郡市	町村			字	長さ (m)				高さ (m)	幅員 (m)	年度	年度	区別	種別
1	川	支線	郡	町	字	11.6	27.5	108.5	3,800	22,000	17,700	17,100	5,416,114	52	53	区別	種別
2	川	支線	郡	町	字	1.4	27.5	108.5	3,800	22,000	17,700	17,100	5,416,114	52	53	区別	種別

備考
1 この概要は標準的に作成すること。
2 通常砂防、特定緊急砂防、砂防緊急災害対策特別緊急砂防の別を記載すること。複数の事項により実施する場合には、併記すること。複数の場合は、事業名の後に(種別)と記載すること。
3 番付の順は、1流域に重複以上の工作物があるときは、工作物別に記載すること。
4 河川は、1流域に重複以上の河川があるときは、河川別に記載すること。
5 流域の種別は、1流域に重複以上の河川があるときは、河川別に記載すること。
6 流域の種別は、1流域に重複以上の河川があるときは、河川別に記載すること。
7 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
8 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
9 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
10 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
11 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
12 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
13 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
14 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
15 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
16 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。

新

第3章 通常砂防事業、総合流域防災事業の流れ

別紙2
○○○○事業

設計概要総括表

番	河川名		運行位置		流域の工 種 種別	最大洪水 流量(m³/s)	工期 (千日)	工作物の形状寸法		工事費 (千円)	工期 (千日)	工事 開始 年度	完成年度		山口県		
	川名	支線名	郡市	町村				字	長さ (m)				高さ (m)	幅員 (m)	年度	年度	区別
1	川	支線	郡	町	字	11.6	27.5	108.5	3,800	22,000	17,700	17,100	5,416,114	52	53	区別	種別

備考
1 この概要は標準的に作成すること。
2 通常砂防、特定緊急砂防、砂防緊急災害対策特別緊急砂防の別を記載すること。複数の事項により実施する場合には、併記すること。複数の場合は、事業名の後に(種別)と記載すること。
3 番付の順は、1流域に重複以上の工作物があるときは、工作物別に記載すること。
4 河川は、1流域に重複以上の河川があるときは、河川別に記載すること。
5 流域の種別は、1流域に重複以上の河川があるときは、河川別に記載すること。
6 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
7 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
8 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
9 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
10 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
11 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
12 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
13 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
14 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
15 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。
16 流域の種別には、支線名(支線)と、河川名(河川)を併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。河川名(河川)は、河川名(河川)と併記すること。

旧

諸元及び全体計画 (No.)

河川名	水系名	幹川名	支流名	施行位置	郡市	町村	字	砂防指定地	告示番号	年月日	年月日	年月日
計画諸元												
事業効果	人家 戸	耕地 ha	道路 m	橋梁 基	公共施設等	流域状況	地質	林相	その他			
構造物	高さ m	長さ m	立積面積 m ²	計画貯砂量 m ³	計画浸床勾配	事業費 千円	着工・完成年度	県単独費調査				
他事業関係(内容)	備考											

新

【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】

諸元及び全体計画 (No.)

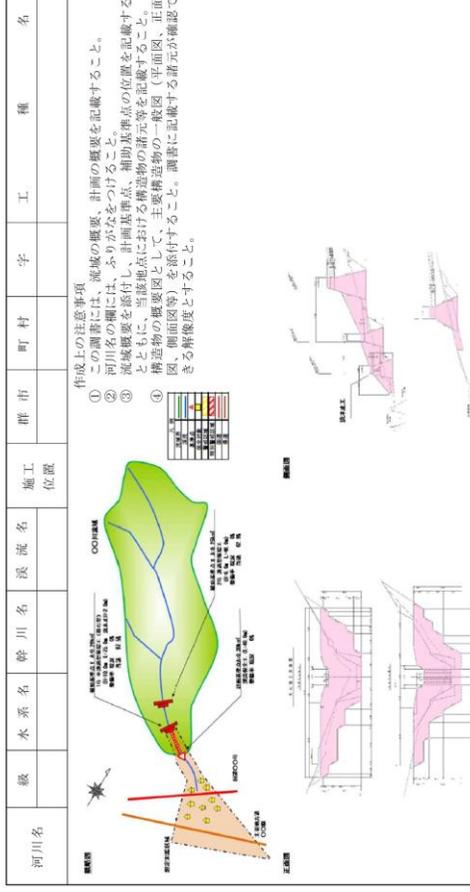
河川名	水系名	幹川名	支流名	施行位置	郡市	町村	字	砂防指定地	告示番号	年月日	年月日	年月日
計画諸元												
事業効果	人家 戸	耕地 ha	道路 m	橋梁 基	公共施設等	流域状況	地質	林相	その他			
構造物	高さ m	長さ m	立積面積 m ²	計画貯砂量 m ³	計画浸床勾配	事業費 千円	着工・完成年度	県単独費調査				
他事業関係(内容)	備考											

旧

別紙3 (別添)

諸元及び全体計画 (別添)

山口県



1-10

新

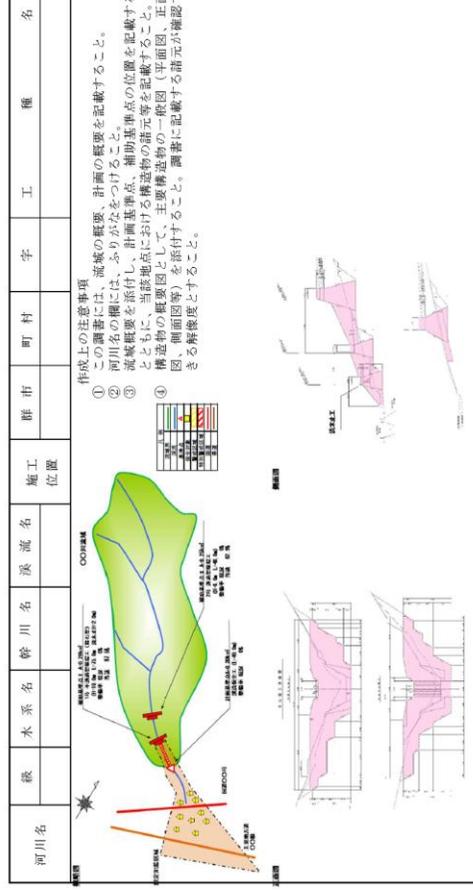
【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】

第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ

別紙3 (別添)

諸元及び全体計画 (別添)

山口県



1-20

旧

新

【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】

別紙4

河川名		級	水系名	幹川名	支流名	工事種	種	名
(施工理由)								

1-11

旧

第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ

別紙4

河川名		級	水系名	幹川名	支流名	工事種	種	名
(施工理由)								

1-21

新

別紙5 年度別事業計画書

山口県

【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】

対象番号	水系名	幹川名	支流名	都市	町村	字	工	種	備	年度						
										第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度		
		全体														
		高さ(m)														
		長さ(m)														
		立積(m ³)														
		面積(m ²)														
		補償工事														
		資材運搬道路(m)														
		事業費(千円)														
		本工事費														
		補償工事費														
		測量及び試験費														
		用地及び補償費														
		その他														

作成上の注意事項
補償工事欄には内容及び数量を記入する。

旧

別紙5 年度別事業計画書

山口県

【事業編 第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ】

対象番号	水系名	幹川名	支流名	都市	町村	字	工	種	備	年度						
										第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度		
		全体														
		高さ(m)														
		長さ(m)														
		立積(m ³)														
		面積(m ²)														
		補償工事														
		資材運搬道路(m)														
		事業費(千円)														
		本工事費														
		補償工事費														
		測量及び試験費														
		用地及び補償費														
		その他														

作成上の注意事項
補償工事欄には内容及び数量を記入する。

別紙6

工事実施箇所概要

河川名	川		小支		川		山口県
施工地	郡市		町大字		村		地先
流域面積 河幅 転石の大きさ 最大洪水量 比流量	最大	平方キロメートル	最小	メートル	平均	メートル	平均
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	最大径	メートル	最大径	メートル	平均河床勾配	メートル	メートル
	転石の大きさ	平方キロメートル/秒	転石の大きさ	平方キロメートル/秒	推定年間流出土砂量	トン	立法メートル
最大洪水量	立法メートル/秒	平方キロメートル	平方キロメートル	施工地点から河口までの距離	メートル	キロメートル	キロメートル
比流量	立法メートル/秒/平方キロメートル	平方キロメートル	平方キロメートル	施工地点から河口までの距離	メートル	キロメートル	キロメートル
気象	最大継続雨量	(年 月 日) ~ (年 月 日)	日迄 日間)	最大日雨量	(年 月 日)		
	最大時間雨量	(年 月 日)	最大積雪高	メートル	その他		
地質	林相		箇所数		面積		アール
	上流の崩壊地		箇所数		面積		アール
過去の大型書年							
既設砂防工作物							
将来計画砂防工作物	下流河川の改修状況						

1-13

新

第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ

別紙6

工事実施箇所概要

河川名	川		小支		川		山口県
施工地	郡市		町大字		村		地先
流域面積 河幅 転石の大きさ 最大洪水量 比流量	最大	平方キロメートル	最小	メートル	平均	メートル	平均
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	最大径	メートル	最大径	メートル	平均河床勾配	メートル	メートル
	転石の大きさ	平方キロメートル/秒	転石の大きさ	平方キロメートル/秒	推定年間流出土砂量	トン	立法メートル
最大洪水量	立法メートル/秒	平方キロメートル	平方キロメートル	施工地点から河口までの距離	メートル	キロメートル	キロメートル
比流量	立法メートル/秒/平方キロメートル	平方キロメートル	平方キロメートル	施工地点から河口までの距離	メートル	キロメートル	キロメートル
気象	最大継続雨量	(年 月 日) ~ (年 月 日)	日迄 日間)	最大日雨量	(年 月 日)		
	最大時間雨量	(年 月 日)	最大積雪高	メートル	その他		
地質	林相		箇所数		面積		アール
	上流の崩壊地		箇所数		面積		アール
過去の大型書年							
既設砂防工作物							
将来計画砂防工作物	下流河川の改修状況						

1-23

旧

新	旧
<p>【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】</p> <p>(参考)</p> <p>全体計画書作成時の注意事項及び必要資料</p> <p>○全体計画書 別紙1～別紙6 (別紙3と別紙6は、基準点毎に必要)</p> <p>○図面 (大判)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 (地形測量後の1/500) ・縦断面図 ・構造三面図 (概略でも可) <p>○縮小図面 (A3 or A4のPDF)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 (地形測量後の1/500) ・縦断面図 ・構造三面図 (概略でも可) ・流域図 <p>○計算資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂量収支図 (ボンチ絵可) ・流域図 (森林基本図等で土砂量算出時に使用したもの) ・流域内の荒廃写真 (敷力所、流域図で位置が分かるように) ・最大径径の総括表と累加曲線表 ・構造計算の結果資料 (ボンチ絵と転倒・滑動・地盤反力の結果のみ) ・堰堤の詳細な位置を検討した資料 (上・下流に動かしした絵、根拠表) ・堰堤の堤体等を検討した資料 (コンクリート・ソイルセメント、スリット形式) ・溪流保全工の計画があれば、溪流保全工の必要性が判断でき、なおかつ土石流の発生源の分かる写真。 <p>※ 全体計画書記入の注意事項</p> <p>□別紙3</p> <p>最大時間雨量は、有効降雨強度(re)とする。</p> <p>最大洪水流量は、水通しの設計流量とし、清水の流量の1.5倍の流量とする。</p> <p>最大流砂量は、計画流出土砂量とする。</p> <p>計画貯砂量は、別紙2と同値とし、捕捉量+貯砂量+発生抑制量の合計値とする。</p> <p>計画河床勾配は、常時堆砂勾配とする。</p> <p>□別紙6</p> <p>平均河床勾配は、現河床勾配とする。</p> <p>1-15</p>	<p>第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ</p> <p>(参考)</p> <p>全体計画書作成時の注意事項及び必要資料</p> <p>○全体計画書 別紙1～別紙6 (別紙3と別紙6は、基準点毎に必要)</p> <p>○図面 (大判)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 (平板測量後の1/500) ・縦断面図 ・構造三面図 (概略でも可) <p>○縮小図面 (A3 or A4のPDF)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 (平板測量後の1/500) ・縦断面図 ・構造三面図 (概略でも可) ・流域図 <p>○計算資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂量収支図 (ボンチ絵可) ・流域図 (森林基本図等で土砂量算出時に使用したもの) ・流域内の荒廃写真 (敷力所、流域図で位置が分かるように) ・最大径径の総括表と累加曲線表 ・構造計算の結果資料 (ボンチ絵と転倒・滑動・地盤反力の結果のみ) ・えん堤の詳細な位置を検討した資料 (上・下流に動かしした絵、根拠表) ・えん堤の堤体等を検討した資料 (コンクリート・壁・ソイルセメント、スリット形式) ・溪流保全工の計画があれば、溪流保全工の必要性が判断でき、なおかつ土石流の発生源の分かる写真。 <p>※ 全体計画書記入の注意事項</p> <p>□別紙3</p> <p>最大時間雨量は、有効降雨強度(re)とする。</p> <p>最大洪水流量は、水通しの設計流量とし、清水の流量の1.5倍の流量とする。</p> <p>最大流砂量は、計画流出土砂量とする。</p> <p>計画貯砂量は、別紙2と同値とし、捕捉量+貯砂量+発生抑制量の合計値とする。</p> <p>計画河床勾配は、常時堆砂勾配とする。</p> <p>□別紙6</p> <p>平均河床勾配は、現河床勾配とする。</p> <p>1-25</p>

削除

新	旧
<p data-bbox="365 260 416 292">追加</p> <p data-bbox="454 252 701 268">【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】</p> <div data-bbox="427 292 1037 1066"><p data-bbox="454 312 701 328">□砂防工事全体計画に係るチェックリスト</p><p data-bbox="439 336 1025 379">「事務連絡 令和3年1月7日 砂防工事全体計画に係る認可申請書の作成例について」をもって廃止する。</p></div> <p data-bbox="723 1265 757 1281">1-16</p>	

新	旧
<p>【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】</p> <p>第2節 各年度の流れ</p> <p>2.1 概算要求 [前年度5月] 砂防補助事業の実施予定箇所の概算要求を行う。</p> <p>2.2 新規箇所ヒアリング [前年度8月頃、11月頃] 概算要求した新規、再開箇所もしくは追加要望箇所が対象となる。</p> <p>2.3 2次要求 [前年度1月] 砂防補助事業の実施予定箇所の概算要求を行う。</p> <p>2.4 予算内示 [4月] 前年度の要求に基づき、当年度予算の内示を行う。</p> <p>2.5 交付申請 [4月]、変更交付申請 [随時] 予算内示と合わせて、交付申請を行う。また、変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は変更交付申請を行う。</p> <p style="text-align: center;">1-17</p>	<p>第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ</p> <p>第2節 各年度の流れ</p> <p>2.1 概算要求 [前年度5月] 砂防補助事業の実施予定箇所の概算要求を行う。</p> <p>2.2 新規箇所ヒアリング [前年度8月頃、11月頃] 概算要求した新規、再開箇所もしくは追加要望箇所が対象となる。</p> <p>2.3 2次要求 [前年度1月] 砂防補助事業の実施予定箇所の概算要求を行う。</p> <p>2.4 予算内示 [4月] 前年度の要求に基づき、当年度予算の内示を行う。</p> <p>2.5 交付申請 [4月]、変更交付申請 [随時] 予算内示と合わせて、交付申請を行う。また、変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は変更交付申請を行う。</p> <p style="text-align: center;">1-26</p>

新

【事業編 第2章 通常砂防事業の流れ】

更新

2.6 通常砂防事業のフローチャート

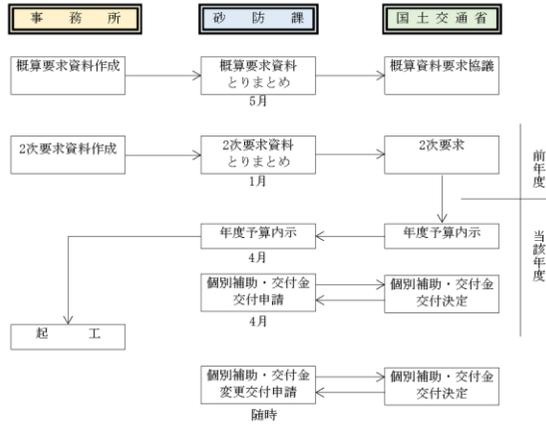


図-1.2

旧

第3章 通常砂防事業・総合流域防災事業の流れ

2.6 砂防通常事業のフローチャート

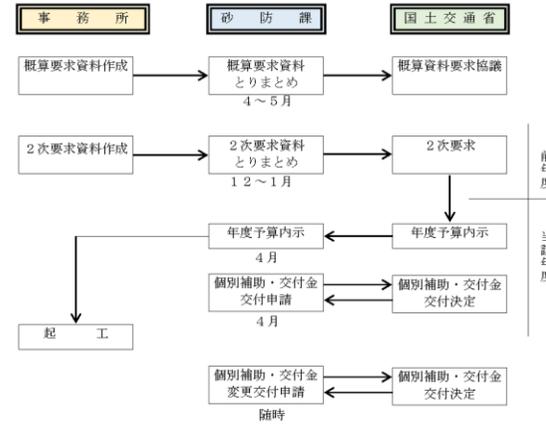
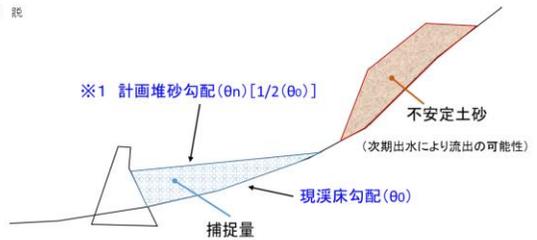
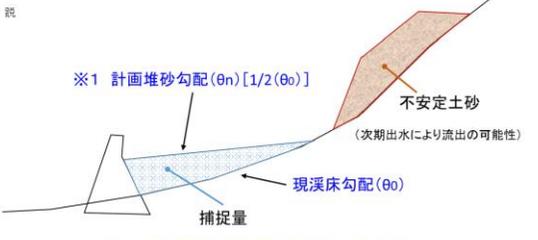


図-1.2

【1. 事業編】第4章 災害関連緊急砂防事業

新	旧																																																								
<p style="text-align: center;">【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害関連緊急砂防事業</p> <p>第1節 災害関連緊急砂防事業 1.1 災害関連緊急砂防事業としての基本的な考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>災害関連緊急砂防事業に係る事業費は、次期出水により流下する不安定土砂（災害関連緊急砂防事業が必要となった災害時に生産され、河道に残存する土砂を原則とする。）見合いの捕捉量を持つダムを単年度に完成させるために必要な事業費を限度額とする。</p> </div> <p>解説</p>  <p style="text-align: center;">※1) 計画堆砂勾配は現渓床勾配の1/2とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.3 捕捉量と不安定土砂量の関係図</p> <p>1.2 提出書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>昭和62年12月3日付け「災害関連緊急砂防工事等所要見込額報告書及び工事計画書について」の通り下記の報告書及び添付書類等の資料を提出する。</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">a. 所要見込額報告書及び添付書類</td> </tr> <tr> <td>イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書</td> <td style="text-align: right;">様式-1</td> </tr> <tr> <td>ロ 主なる被害地域及び河川の名称、被害の概況調査</td> <td style="text-align: right;">様式-2</td> </tr> <tr> <td>ハ 位置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 気象関係調査</td> <td style="text-align: right;">様式-3</td> </tr> <tr> <td>ホ 雨量状況調査</td> <td style="text-align: right;">様式-4</td> </tr> <tr> <td>ヘ 被害状況図</td> <td style="text-align: right;">様式-5</td> </tr> <tr> <td>ト 被害状況写真</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">b. 工事計画書及び添付書類</td> </tr> <tr> <td>イ 災害関連緊急砂防工事計画書</td> <td style="text-align: right;">様式-6</td> </tr> <tr> <td>ロ 事業費総括調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 事業費総括表</td> <td style="text-align: right;">様式-7</td> </tr> <tr> <td> (2) 本工事内訳表</td> <td style="text-align: right;">様式-8</td> </tr> <tr> <td> (3) 測量及び試験費内訳表</td> <td style="text-align: right;">設計様式- (その1)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1-19</p>	a. 所要見込額報告書及び添付書類		イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書	様式-1	ロ 主なる被害地域及び河川の名称、被害の概況調査	様式-2	ハ 位置図		ニ 気象関係調査	様式-3	ホ 雨量状況調査	様式-4	ヘ 被害状況図	様式-5	ト 被害状況写真		b. 工事計画書及び添付書類		イ 災害関連緊急砂防工事計画書	様式-6	ロ 事業費総括調査		(1) 事業費総括表	様式-7	(2) 本工事内訳表	様式-8	(3) 測量及び試験費内訳表	設計様式- (その1)	<p style="text-align: center;">第4章 災害関連緊急砂防事業</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害関連緊急砂防事業</p> <p>第1節 災害関連緊急砂防事業 1.1 災害関連緊急砂防事業としての基本的な考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>災害関連緊急砂防事業に係る事業費は、次期出水により流下する不安定土砂（災害関連緊急砂防事業が必要となった災害時に生産され、河道に残存する土砂を原則とする。）見合いの捕捉量を持つダムを単年度に完成させるに必要な事業費を限度額とする。</p> </div> <p>解説</p>  <p style="text-align: center;">※1) 計画堆砂勾配は現渓床勾配の1/2とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.3 捕捉量と不安定土砂量の関係図</p> <p>1.2 提出書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>昭和62年12月3日付け「災害関連緊急砂防工事等所要見込額報告書及び工事計画書について」の通り下記の報告書及び添付書類等の資料を提出する。</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">a. 所要見込額報告書及び添付書類</td> </tr> <tr> <td>イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書</td> <td style="text-align: right;">様式-1</td> </tr> <tr> <td>ロ 主なる被害地域及び河川の名称、災害原因、被害の概況</td> <td style="text-align: right;">様式-2</td> </tr> <tr> <td>ハ 位置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 気象関係調査</td> <td style="text-align: right;">様式-3</td> </tr> <tr> <td>ホ 雨量状況調査</td> <td style="text-align: right;">様式-4</td> </tr> <tr> <td>ヘ 被害状況図</td> <td style="text-align: right;">様式-5</td> </tr> <tr> <td>ト 被害状況写真</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">b. 工事計画書及び添付書類</td> </tr> <tr> <td>イ 災害関連緊急砂防工事計画書</td> <td style="text-align: right;">様式-6</td> </tr> <tr> <td>ロ 事業費総括調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 事業費総括表</td> <td style="text-align: right;">様式-7</td> </tr> <tr> <td> (2) 本工事内訳表</td> <td style="text-align: right;">様式-8</td> </tr> <tr> <td> (3) 測量及び試験費内訳表</td> <td style="text-align: right;">設計様式- (その1)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1-28</p>	a. 所要見込額報告書及び添付書類		イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書	様式-1	ロ 主なる被害地域及び河川の名称、災害原因、被害の概況	様式-2	ハ 位置図		ニ 気象関係調査	様式-3	ホ 雨量状況調査	様式-4	ヘ 被害状況図	様式-5	ト 被害状況写真		b. 工事計画書及び添付書類		イ 災害関連緊急砂防工事計画書	様式-6	ロ 事業費総括調査		(1) 事業費総括表	様式-7	(2) 本工事内訳表	様式-8	(3) 測量及び試験費内訳表	設計様式- (その1)
a. 所要見込額報告書及び添付書類																																																									
イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書	様式-1																																																								
ロ 主なる被害地域及び河川の名称、被害の概況調査	様式-2																																																								
ハ 位置図																																																									
ニ 気象関係調査	様式-3																																																								
ホ 雨量状況調査	様式-4																																																								
ヘ 被害状況図	様式-5																																																								
ト 被害状況写真																																																									
b. 工事計画書及び添付書類																																																									
イ 災害関連緊急砂防工事計画書	様式-6																																																								
ロ 事業費総括調査																																																									
(1) 事業費総括表	様式-7																																																								
(2) 本工事内訳表	様式-8																																																								
(3) 測量及び試験費内訳表	設計様式- (その1)																																																								
a. 所要見込額報告書及び添付書類																																																									
イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書	様式-1																																																								
ロ 主なる被害地域及び河川の名称、災害原因、被害の概況	様式-2																																																								
ハ 位置図																																																									
ニ 気象関係調査	様式-3																																																								
ホ 雨量状況調査	様式-4																																																								
ヘ 被害状況図	様式-5																																																								
ト 被害状況写真																																																									
b. 工事計画書及び添付書類																																																									
イ 災害関連緊急砂防工事計画書	様式-6																																																								
ロ 事業費総括調査																																																									
(1) 事業費総括表	様式-7																																																								
(2) 本工事内訳表	様式-8																																																								
(3) 測量及び試験費内訳表	設計様式- (その1)																																																								

新	旧
<p>【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】</p> <p>(4) 用地費及び補償費内訳表 設計様式- (その2) (5) 機械器具費内訳表 設計様式- (その3) (6) 當繕費内訳表 設計様式- (その4) (7) 事務費計算書</p> <p>ハ 工事用図面 (1) 流域図 (2) 平面図 様式-9 (3) 縦断面図 様式-10 (4) 構造図 様式-11 (5) 横断面図</p> <p>ニ 被害状況調査 様式-12 ホ その他資料 理由・工程表等</p> <p>1.3 作成要領</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>a. 所要見込額報告書及び添付書類 b. 工事計画書及び添付書類</p> </div> <p>解説</p> <p>a. 所要見込額報告書及び添付書類</p> <p>イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書……様式-1による。 ロ 主なる被害地域及び河川の名称、災害原因、被害の概況調査……様式-2による。 ハ 位置図……県の管内図に施行予定（申請）位置及び溪流名を赤色で、等雨量線（連続雨量）を青色で記入し、雨量観測地点を黒色○印で囲み気象関係調査の対象番号を付すること。 ニ 気象関係調査……様式-3によるものとし、最寄りの観測所の時間雨量表その他参考となる資料を添付すること。 ホ 雨量状況調査……様式-4によるものとし、土石流等発生溪流ごとに作成する。 ヘ 被害状況図（様式-5）……できるだけ大縮尺で作成するものとし、災害前の状況をもとに被害状況を記入する。 Ⅰ 保全対象区域（土砂氾濫予想区域）及び面積を黄色で記入する。 Ⅱ 土石流、土砂流について ① 浸水区域及び面積を青色で記入する。 ② 土砂氾濫区域（土砂が異常に堆積している区域）及び面積を茶色で記入する。 ③ 土砂堆積状況を実測値により下記の要領で色分けして記入する。 0cm～49cm 黄色 50cm～99cm 橙色 100cm～199cm 茶色 200cm以上 赤色 ④ 最大粒径の分布について等粒径線を黒色で記入する。</p> <p style="text-align: center;">1-20</p>	<p>第4章 災害関連緊急砂防事業</p> <p>(4) 用地費及び補償費内訳表 設計様式- (その2) (5) 機械器具費内訳表 設計様式- (その3) (6) 當繕費内訳表 設計様式- (その4) (7) 事務費計算書</p> <p>ハ 工事用図面 (1) 流域図 (2) 平面図 様式-9 (3) 縦断面図 様式-10 (4) 構造図 様式-11 (5) 横断面図</p> <p>ニ 被害状況調査 様式-12 ホ その他資料 理由・工程表等</p> <p>1.3 作成要領</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>a. 所要見込額報告書及び添付書類 b. 工事計画書及び添付書類</p> </div> <p>解説</p> <p>a. 所要見込額報告書及び添付書類</p> <p>イ 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書……様式-1による。 ロ 主なる被害地域及び河川の名称、災害原因、被害の概況……様式-2による。 ハ 位置図……県の管内図に施行予定（申請）位置及び溪流名を赤色で、等雨量線（連続雨量）を青色で記入し、雨量観測地点を黒色○印で囲み気象関係調査の対象番号を付すること。 ニ 気象関係調査……様式-3によるものとし、最寄りの観測所の時間雨量表その他参考となる資料を添付すること。 ホ 雨量状況調査……様式-4によるものとし、土石流等発生溪流ごとに作成する。 ヘ 被害状況図（様式-5）……できるだけ大縮尺で作成するものとし、災害前の状況をもとに被害状況を記入する。 Ⅰ 保全対象区域（土砂氾濫予想区域）及び面積を黄色で記入する。 Ⅱ 土石流、土砂流について ① 浸水区域及び面積を青色で記入する。 ② 土砂氾濫区域（土砂が異常に堆積している区域）及び面積を茶色で記入する。 ③ 土砂堆積状況を実測値により下記の要領で色分けして記入する。 0cm～49cm 黄色 50cm～99cm 橙色 100cm～199cm 茶色 200cm以上 赤色 ④ 最大粒径の分布について等粒径線を黒色で記入する。</p> <p style="text-align: center;">1-29</p>

新	旧
<p>【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】</p> <p>⑤ 洪水流向（現地で確認する）を赤色矢印で記入する。</p> <p>Ⅲ 山林火災について</p> <p>① 焼失範囲をオレンジ色で記入する。</p> <p>Ⅳ 人的被害、建物被害、耕地被害、公共土木施設等の被害状況についても適宜記入する。</p> <p>ト 被害状況写真……上流荒廃状況（土砂崩壊、溪岸侵食、河床堆積状況等）、氾濫、被害状況、ダムサイト、下流経済効果等が明瞭にわかる写真を貼付し、流域図、平面図と対照できる番号を付す。</p> <p>ハ. 工事計画書及び添付書類</p> <p>イ 災害関連緊急砂防工事計画書……様式-6による。</p> <p>ロ 事業費総括調書……工事計画箇所ごとに作成する。</p> <p>(1) 事業費総括表……様式-7による。</p> <p>(2) 本工事内訳表……様式-8による。</p> <p>(3) 測量及び試験費内訳表……設計様式-（その1）による。</p> <p>(4) 用地費及び補償費内訳表……設計様式-（その2）による。</p> <p>(5) 機械器具費内訳表……設計様式-（その3）による。</p> <p>(6) 営繕費内訳表……設計様式-（その4）による。</p> <p>(7) 事務費計算書については、事務費の算出根拠を記入する。</p> <p>ハ 工事用図面……工事計画箇所ごとに作成する。</p> <p>(1) 流域図……地形図（国土地理院発行の50,000分の1または、25,000分の1）に対象流域を青色、保全対象を黄色で囲み、溪流名、流域面積（当該砂防堰堤施行予定地より上流）施行予定位置（堰堤記号で表示）を赤色で記入する。</p> <p>(2) 平面図……様式-9による。</p> <p>(3) 縦断図……様式-10による。</p> <p>(4) 構造図……様式-11による。</p> <p>(5) 横断図</p> <p>ニ 被害状況調書（様式-12）……次により記入する。</p> <p>A 流域状況</p> <p>Ⅰ 地質欄は、花崗岩地帯、火山噴出物地帯、第三紀層地帯破砕帯地帯、その他帯別を記入する。</p> <p>Ⅱ 流域面積とは保全対象区域より上流の流域面積をいう。</p> <p>Ⅲ 保全対象区域とは原則として本川合流点付近、湖、沼、貯水ダム等までとする。なお、上限は流域面積の10倍程度とする。</p> <p>Ⅳ 砂防設備及び治山施設の状況欄は上段に砂防施設を下段に治山施設を（ ）書きで記入する。</p> <p>B 土砂礫等の流出状況</p> <p>Ⅰ 平均堆積深とは、（堆積土砂量）/（土砂氾濫面積）を言う。</p> <p>Ⅱ 起伏比欄には、流出土砂の発生地点から堆積のはじまった地点までの間の水平距離</p>	<p>第4章 災害関連緊急砂防事業</p> <p>⑤ 洪水流向（現地で確認する）を赤色矢印で記入する。</p> <p>Ⅲ 山林火災について</p> <p>① 焼失範囲をオレンジ色で記入する。</p> <p>Ⅳ 人的被害、建物被害、耕地被害、公共土木施設等の被害状況についても適宜記入する。</p> <p>ト 被害状況写真……上流荒廃状況（土砂崩壊、溪岸侵食、河床堆積状況等）、氾濫、被害状況、ダムサイト、下流経済効果等が明瞭にわかる写真を貼付し、流域図、平面図と対照できる番号を付す。</p> <p>ハ. 工事計画書及び添付書類</p> <p>イ 災害関連緊急砂防工事計画書……様式-6による。</p> <p>ロ 事業費総括調書……工事計画箇所ごとに作成する。</p> <p>(1) 事業費総括表……様式-7による。</p> <p>(2) 本工事内訳表……様式-8による。</p> <p>(3) 測量及び試験費内訳表……設計様式-（その1）による。</p> <p>(4) 用地費及び補償費内訳表……設計様式-（その2）による。</p> <p>(5) 機械器具費内訳表……設計様式-（その3）による。</p> <p>(6) 営繕費内訳表……設計様式-（その4）による。</p> <p>(7) 事務費計算書については、事務費の算出根拠を記入する。</p> <p>ハ 工事用図面……工事計画箇所ごとに作成する。</p> <p>(1) 流域図……地形図（国土地理院発行の50,000分の1または、25,000分の1）に対象流域を青色、保全対象を黄色で囲み、溪流名、流域面積（当該砂防えん堤施行予定地より上流）施行予定位置（えん堤記号で表示）を赤色で記入する。</p> <p>(2) 平面図……様式-9による。</p> <p>(3) 縦断図……様式-10による。</p> <p>(4) 構造図……様式-11による。</p> <p>(5) 横断図</p> <p>ニ 被害状況調書（様式-12）……次により記入する。</p> <p>A 流域状況</p> <p>Ⅰ 流域面積とは保全対象区域より上流の流域面積をいう。</p> <p>Ⅱ 保全対象区域とは原則として本川合流点付近、湖、沼、貯水ダム等までとする。なお、上限は流域面積の10倍程度とする。</p> <p>Ⅲ 砂防設備及び治山施設の状況欄は上段に砂防施設を下段に治山施設を（ ）書きで記入する。</p> <p>Ⅳ 地質欄は、花崗岩地帯、火山噴出物地帯、第三紀層地帯破砕帯地帯、その他帯別を記入する。</p> <p>B 土砂礫等の流出状況</p> <p>Ⅰ 平均堆積深とは、（堆積土砂量）/（土砂氾濫面積）を言う。</p> <p>Ⅱ 起伏比欄には、流出土砂の発生地点から堆積のはじまった地点までの間の水平距離</p>

新	旧
<p>【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】</p> <p>(L)、垂直距離(H)を記入する。</p> <p>C 被害状況</p> <p>I 土砂氾濫面積欄には、土砂が氾濫した区域を大縮尺の地形図上に描き面積を求めて記入する。</p> <p>II 物的被害</p> <p>① 建物の被害は、各欄とも棟数で表すものとし、棟数の算定方法は、一世帯の住家であっても、母屋と離れとに別れているような場合はそれぞれ算定する。</p> <p>② 建物棟は「全壊」とは、建物の損壊した部分の床面積がその建物の延べ面積の70%以上に達したもの、または建物の主要構造の被害額がその建物の時価の50%以上に達した程度のことを言い、また、「半壊」とは建物の損壊部分がその建物の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満のものを言う。「一部破損」とは建物の主要構造部の被害があり、かつ「半壊」に満たないものを言う。</p> <p>また、「全壊」とは、住宅の評価額の70%以上の損失があったものを言いた、</p> <p>「半壊」とは、住宅の評価額の20%以上70%未満の損失があったものをいう。</p> <p>「部分焼失」とは住宅の評価額の20%未満の損失があったものをいう。</p> <p>III 被害額の算定方法は水害統計の水害額の算定方法による。</p> <p>ホ その他資料</p> <p>A 災害関連緊急砂防事業対応(次期出水により流下しうる)土砂量の把握</p> <p>I 土石流、土砂流等による河道に残存する土砂量の把握</p> <p>① 工事計画書の添付書類中の流域図(地形図)、平面図に渓床不安定土砂の堆積深度を0.5m間隔のコンターで記入すること。</p> <p>② 渓床不安定土砂の変化点ごとに横断面を作成するとともに、不安定土砂量計算書を添付すること。</p> <p>③ 工事計画書の添付書類中の縦断面図に渓床不安定土砂の堆積深度を図示するとともに、渓床不安定土砂量を記入すること。</p> <p>④ 渓床不安定土砂の状況写真として、横断面地点で不安定土砂にポール等(延長等数量の読めるもの)を当て不安定土砂の把握が正確であることの証明をすること。</p> <p>II 山林火災等による山腹に存在する土砂量の把握</p> <p>① 計画流域内の焼失面積に対して焼失厚により土砂量を求めるものとする。</p> <p>② 焼失厚については、焼失面積によって5~20測点程度測定するものとし測定位置を記入した平面図(流域図)を作成する。</p> <p>③ 測定にあたっては、柱状図を作成する。また、状況写真として斜面を垂直に50cm程度切り、正面ポール及びスケール等で焼失厚がわかる写真を測点毎に作成する。</p>	<p>第4章 災害関連緊急砂防事業</p> <p>(L)、垂直距離(H)を記入する。</p> <p>C 被害状況</p> <p>I 土砂氾濫面積欄には、土砂が氾濫した区域を大縮尺の地形図上に描き面積を求めて記入する。</p> <p>II 物的被害</p> <p>① 建物の被害は、各欄とも棟数で表すものとし、棟数の算定方法は、一世帯の住家であっても、母屋と離れとに別れているような場合はそれぞれ算定する。</p> <p>② 建物棟は「全壊」とは、建物の損壊した部分の床面積がその建物の延べ面積の70%以上に達したもの、または建物の主要構造の被害額がその建物の時価の50%以上に達した程度のことを言いた、</p> <p>「半壊」とは建物の損壊部分がその建物の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満のものを言う。「一部破損」とは建物の主要構造部の被害があり、かつ「半壊」に満たないものを言う。</p> <p>また、「全壊」とは、住宅の評価額の70%以上の損失があったものを言いた、</p> <p>「半壊」とは、住宅の評価額の20%以上70%未満の損失があったものをいう。</p> <p>「部分焼失」とは住宅の評価額の20%未満の損失があったものをいう。</p> <p>III 被害額の算定方法は水害統計の水害額の算定方法による。</p> <p>ホ その他資料</p> <p>A 災害関連緊急砂防事業対応(次期出水により流下しうる)土砂量の把握</p> <p>I 土石流、土砂流等による河道に残存する土砂量の把握</p> <p>① 工事計画書の添付書類中の流域図(地形図)、平面図に渓床不安定土砂の堆積深度を0.5m間隔のコンターで記入すること。</p> <p>② 渓床不安定土砂の変化点ごとに横断面を作成するとともに、不安定土砂量計算書を添付すること。</p> <p>③ 工事計画書の添付書類中の縦断面図に渓床不安定土砂の堆積深度を図示するとともに、渓床不安定土砂量を記入すること。</p> <p>④ 渓床不安定土砂の状況写真として、横断面地点で不安定土砂にポール等(延長等数量の読めるもの)を当て不安定土砂の把握が正確であることの証明をすること。</p> <p>II 山林火災等による山腹に存在する土砂量の把握</p> <p>① 計画流域内の焼失面積に対して焼失厚により土砂量を求めるものとする。</p> <p>② 焼失厚については、焼失面積によって5~20測点程度測定するものとし測定位置を記入した平面図(流域図)を作成する。</p> <p>③ 測定にあたっては、柱状図を作成する。また、状況写真として斜面を垂直に50cm程度切り、正面ポール及びスケール等で焼失厚がわかる写真を各測点毎に作成する。</p>
1-22	1-31

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

B 捕捉量の算定について

不安定土砂量や捕捉量の算定結果等を整理し、資料を添付すること。

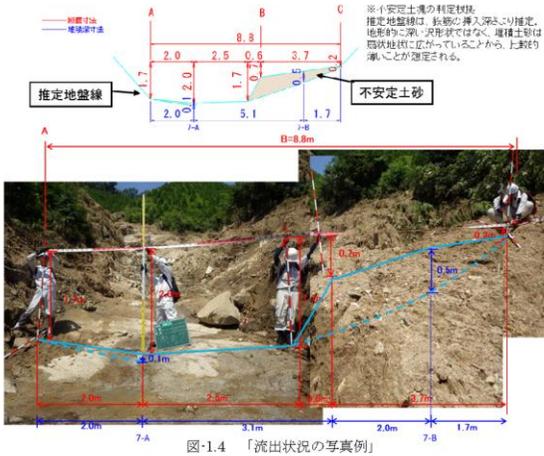


図-1.4 「流出状況の写真例」

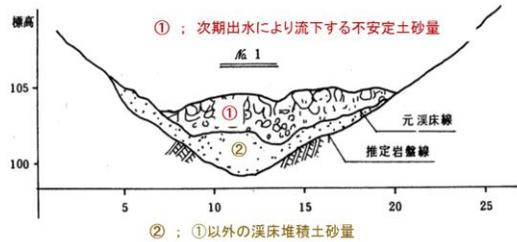


図-1.5 溪床不安定土砂量断面図

C 理由・工程表について

- ①災害関係緊急砂防事業で対応しなければならない理由を添付すること。
- ②溪流調査から工事完了までの工程表を添付すること。

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

B 捕捉量の算定について

不安定土砂量や捕捉量の算定結果等を整理し、資料を添付すること。

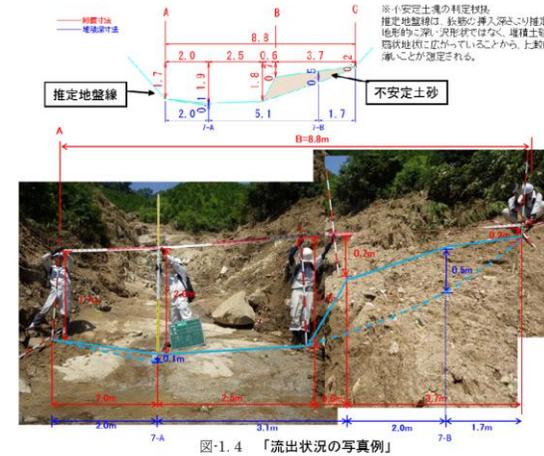


図-1.4 「流出状況の写真例」

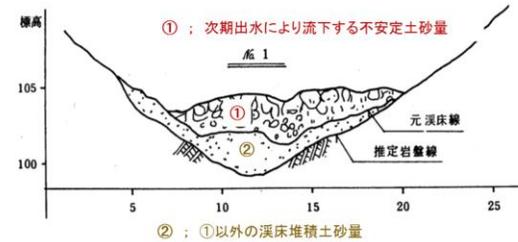


図-1.5 溪床不安定土砂量断面図

C 理由・工程表について

- ①災害関係緊急砂防事業で対応しなければならない理由を添付すること。
- ②溪流調査から工事完了までの工程表を添付すること。

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

追加

1.4 災害関連緊急事業のフローチャート

災害関連緊急砂防事業のフローチャートを図-1.6に示す。当該事業の申請にあたっては図-1.7に示す部分申請および本申請の2段階に分割して申請することができるので、参考とする。なお、部分申請による仮設工などのみで終了する事業は認められない

本申請の提出期限については部分申請の有無にかかわらず、原則1ヶ月以内とする。なお、部分申請および本申請の2段階に分割して申請することについては、特に緊急性が高いと認められる場合に限りて運用することとする。

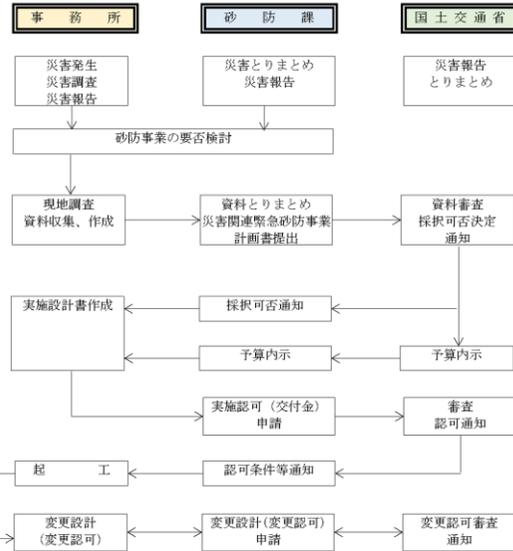


図-1.6

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

1.4 災害関連緊急事業のフローチャート

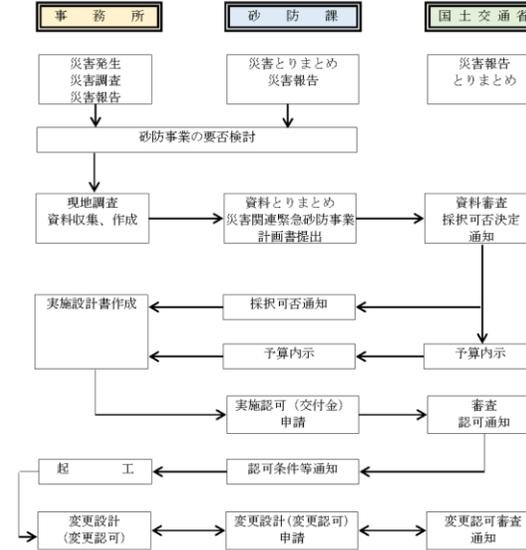


図-1.6

新

旧

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

追加

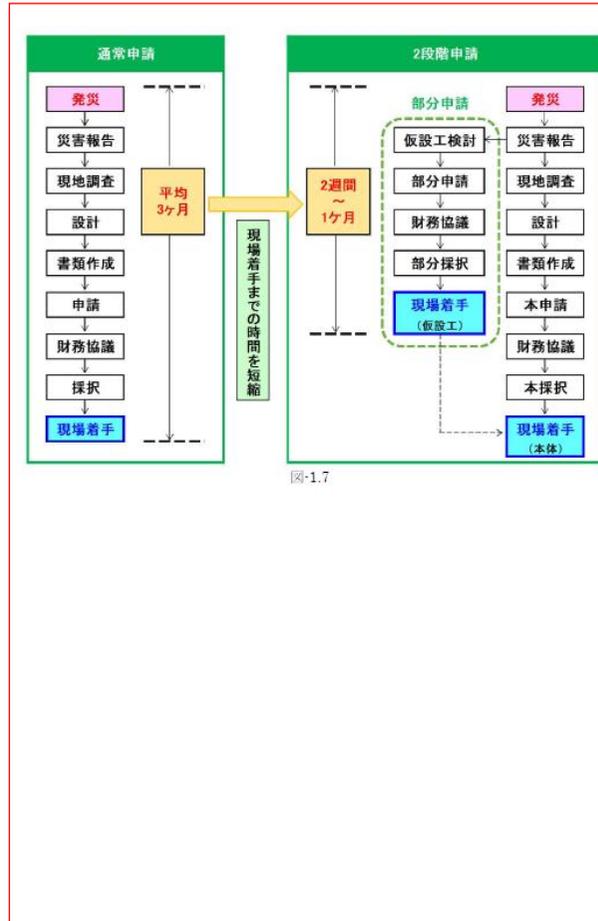


図-1.7

新	旧
<div data-bbox="369 279 421 316" style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div> <div data-bbox="459 239 1034 1268" style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px;"> <p data-bbox="465 247 712 263">【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p data-bbox="533 1061 564 1189" style="text-align: right;">令和〇〇年</p> <p data-bbox="660 327 705 1165" style="text-align: center;">災害関連緊急砂防工事等所要見込額報告及び工事計画書</p> <p data-bbox="884 694 929 805" style="text-align: center;">第〇回分</p> <p data-bbox="952 710 996 790" style="text-align: center;">〇〇県</p> </div> <p data-bbox="716 1204 750 1220" style="text-align: center;">1-26</p> </div>	

新	旧																																														
<p style="text-align: center;">【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】</p> <p style="text-align: center;">様式1 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書</p> <p style="text-align: center;">令和 年度 第 回分 年 月 日現在</p> <p style="text-align: right;">県名 _____</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害名及び災害発生年月日</th> <th colspan="3">砂 防 工 事</th> <th rowspan="2">費 要</th> </tr> <tr> <th>溪 流 数</th> <th>箇 所 数</th> <th>事 業 費 国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今回の報告分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前回までの報告分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>累 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害名及び災害発生年月日	砂 防 工 事			費 要	溪 流 数	箇 所 数	事 業 費 国 費	今回の報告分					前回までの報告分					累 計					<p style="text-align: center;">第4章 災害関連緊急砂防事業</p> <p style="text-align: center;">様式1 災害関連緊急砂防工事所要見込額報告書</p> <p style="text-align: center;">令和 年度 第 回分 年 月 日現在</p> <p style="text-align: right;">県名 _____</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害名及び災害発生年月日</th> <th colspan="3">砂 防 工 事</th> <th rowspan="2">費 要</th> </tr> <tr> <th>溪 流 数</th> <th>箇 所 数</th> <th>事 業 費 国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今回の報告分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前回までの報告分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>累 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害名及び災害発生年月日	砂 防 工 事			費 要	溪 流 数	箇 所 数	事 業 費 国 費	今回の報告分					前回までの報告分					累 計				
災害名及び災害発生年月日		砂 防 工 事				費 要																																									
	溪 流 数	箇 所 数	事 業 費 国 費																																												
今回の報告分																																															
前回までの報告分																																															
累 計																																															
災害名及び災害発生年月日	砂 防 工 事			費 要																																											
	溪 流 数	箇 所 数	事 業 費 国 費																																												
今回の報告分																																															
前回までの報告分																																															
累 計																																															
1-27	1-34																																														

様式2-1

主なる被害地域及び河川の名称
 災害原因（台風、洪水、地震等）

- 日雨量 〇〇ミリメートル
- 連続雨量 〇〇ミリメートル
- 最大時間雨量 〇〇ミリメートル
- 風速 〇〇メートル
- 台風の中心示度 〇〇ミリバール

公共土木施設等の被害の概況

区分	箇所数	金額 (千円)	人的被害		死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	水田	流失埋没	ヘクタール	
			人	戸												耕地被害
河川																
海岸																
砂防設備																
道路																
橋																
計																

1-28

備考

日雨量、連続雨量、最大時間雨量、風速については、観測地点を記載すること。

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

第4章 災害関連緊急砂防事業

様式2-1

主なる被害地域及び河川の名称
 災害原因（台風、洪水、地震等）

- 日雨量 〇〇ミリメートル
- 連続雨量 〇〇ミリメートル
- 最大時間雨量 〇〇ミリメートル
- 風速 〇〇メートル
- 台風の中心示度 〇〇ミリバール

公共土木施設等の被害の概況

区分	箇所数	金額 (千円)	人的被害		死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	水田	流失埋没	ヘクタール	
			人	戸												耕地被害
河川																
海岸																
砂防設備																
道路																
橋																
計																

備考

日雨量、連続雨量、最大時間雨量、風速については、観測地点を記載すること。

旧

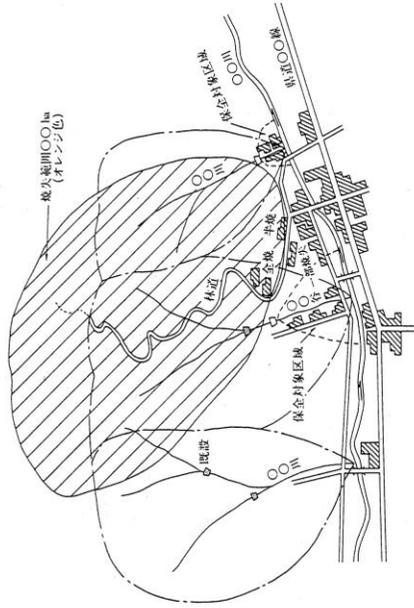
1-35

新		旧	
様式 4	【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】	様式 4	【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】
<p>① 土石流発生渓流名</p> <p>② 最寄り観測所名及び対象渓流までの距離 (km)</p> <p>③ 前期降雨量及び期間</p> <p>④ 土石流発生時刻</p> <p>⑤ 発生降雨における連続雨量及び期間</p> <p>⑥ 発生降雨における最大時間雨量及び期間</p> <p>⑦ 土石流発生時までの連続雨量及び期間</p> <p>⑧ 土石流発生時の最大時間雨量及び期間</p> <p>⑨ 土石流発生時の10分間雨量及び期間</p> <p>⑩ 発生降雨における最大日雨量 (確率)</p>	<p>mm 月 日 時 ~ 月 日 時 分</p> <p>mm 月 日 時 ~ 月 日 時</p>	<p>① 土石流発生渓流名</p> <p>② 最寄り観測所名及び対象渓流までの距離 (km)</p> <p>③ 前期降雨量及び期間</p> <p>④ 土石流発生時刻</p> <p>⑤ 発生降雨における連続雨量及び期間</p> <p>⑥ 発生降雨における最大時間雨量及び期間</p> <p>⑦ 土石流発生時までの連続雨量及び期間</p> <p>⑧ 土石流発生時の最大時間雨量及び期間</p> <p>⑨ 土石流発生時の10分間雨量及び期間</p> <p>⑩ 発生降雨における最大日雨量 (確率)</p>	<p>mm 月 日 時 ~ 月 日 時 分</p> <p>mm 月 日 時 ~ 月 日 時</p>
<p>注 1) 前期降雨：土石流発生時の連続降雨（発生降雨と称す）以前 2 週間の連続降雨量とする。</p> <p>2) ⑩は日記紙より読みとるものとする。</p>		<p>注 1) 前期降雨：土石流発生時の連続降雨（発生降雨と称す）以前 2 週間の連続降雨量とする。</p> <p>2) ⑩は日記紙より読みとるものとする。</p>	
1-31	新	1-38	旧

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

様式5-2
被害状況図 (山火事の例)

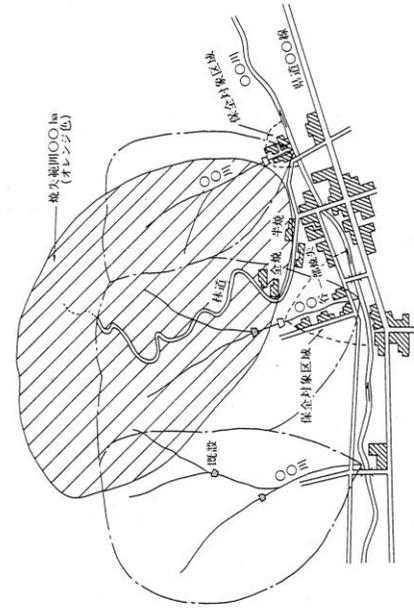


1-33

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

様式5-2
被害状況図 (山火事の例)



1-40

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

様式7

事業費総括表

費目	金額(千円)	摘要
事業費		
工事費		
本工事費		
測量及試験費		
用地費及補償費		
用地費		
補償費		
補償工事費		
機械器具費		
當繕費		
事務費		

1-35

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

様式7

事業費総括表

費目	金額(千円)	摘要
事業費		
工事費		
本工事費		
測量及試験費		
用地費及補償費		
用地費		
補償費		
補償工事費		
機械器具費		
當繕費		
事務費		

1-42

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

様式8

本 工 事 費 内 訳 表

(単位：千円)

費目	工種	種別	規格	単位	数量	単価	金額	
本工事費	土 工	岩石掘削	硬岩	m ³				
		砂礫及び転石掘削		"				
	本堤築立	コンクリート型 枠	18N/mm	"				
			鋼製外部	式				
		鋼製内部	式					
	間 詰	コンクリート	18N/mm	m ³				
	小 計							
	共通仮設費		仮 設 費	式				
			排水処理	"				
			品質管理	"				
			営繕損料	"				
	純工事費計							
現場管理費								
工事原価計								
一般管理計								
計								

注：本堤だけの場合を例記したので、副堤、水叩、側壁等を施行する場合は、上記に準じて記載のこと。

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

様式8

本 工 事 費 内 訳 表

(単位：千円)

費目	工種	種別	規格	単位	数量	単価	金額	
本工事費	土 工	岩石掘削	硬岩	m ³				
		砂礫及び転石掘削		"				
	本堤築立	コンクリート型 枠	18N/mm	"				
			鋼製外部	式				
		鋼製内部	式					
	間 詰	コンクリート	18N/mm	m ³				
	小 計							
	共通仮設費		仮 設 費	式				
			排水処理	"				
			品質管理	"				
			営繕損料	"				
	純工事費計							
現場管理費								
工事原価計								
一般管理計								
計								

注：本堤だけの場合を例記したので、副堤、水叩、側壁等を施行する場合は、上記に準じて記載のこと。

新

旧

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

追加

設計様式- (その1)

測量及び試験費内訳表

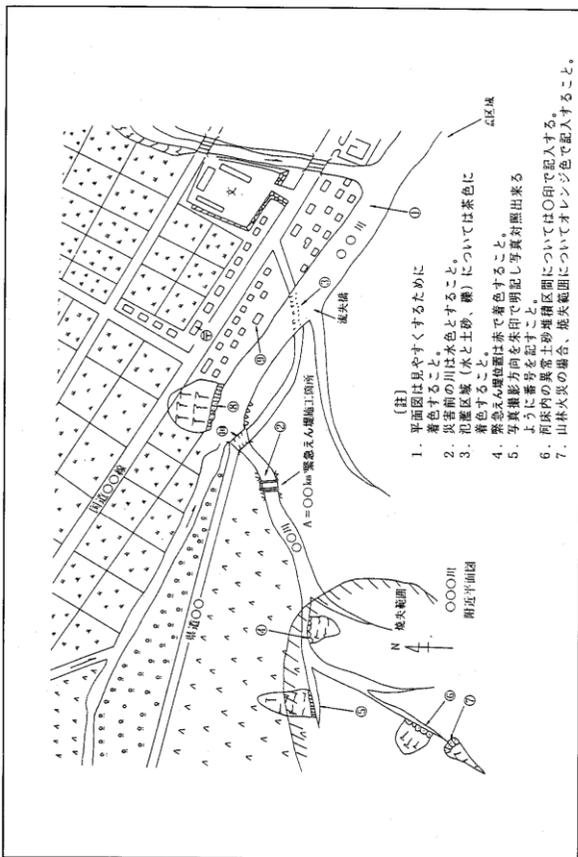
設計様式-その1

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	(単位:千円)	摘要
測量及び試験費	測量設計委託								
		路線測量		km					
		用地測量		万㎡					
		地形測量		km ²					
		堰堤設計		式					
	地質調査委託								
		堰堤基礎		m					
	井戸調査委託	井戸調査		箇所					
	発注者支援業務			人					
小計									
合計									

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

様式9

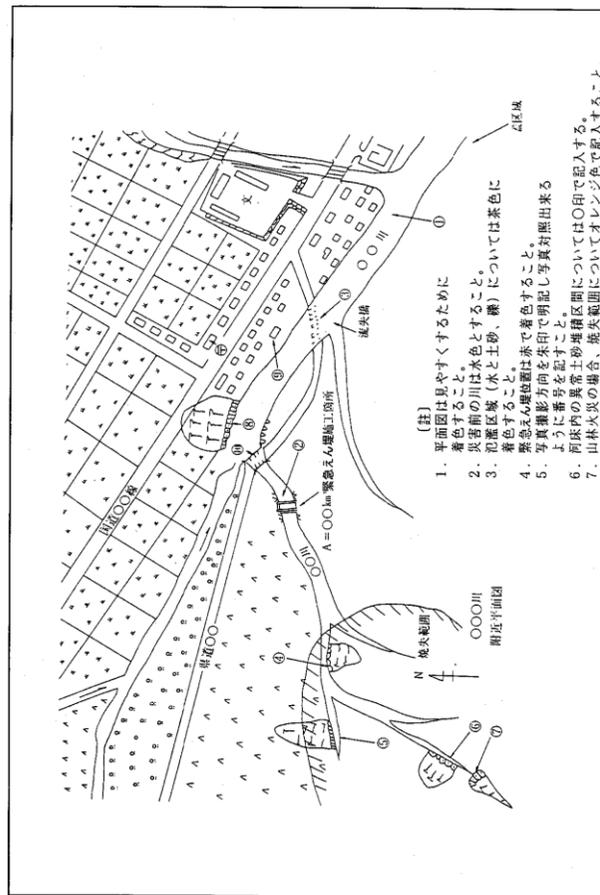


- (註) 平面図は見やすくするために着色すること。
 1. 災害前の川は水色とすること。
 2. 災害区域(水と土砂、礫)については茶色に着色すること。
 3. 緊急元心掘削箇所は赤で着色すること。
 4. 写真撮影方向を朱印で明記し写真対照出来るように番号を記すこと。
 5. 河床内の異常土砂堆積区間については○印で記入すること。
 6. 山林火災の場合、焼失範囲についてオレンジ色で記入すること。
 7. 山林火災の場合、焼失範囲についてオレンジ色で記入すること。

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

様式9

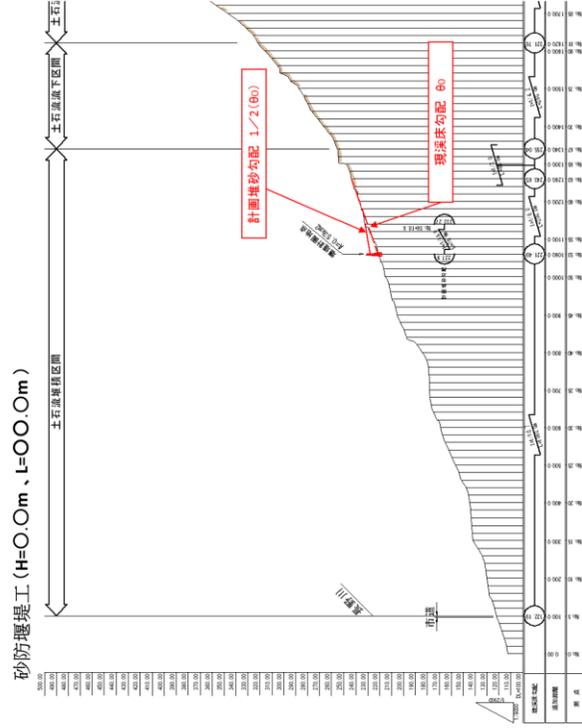


- (註) 平面図は見やすくするために着色すること。
 1. 災害前の川は水色とすること。
 2. 災害区域(水と土砂、礫)については茶色に着色すること。
 3. 緊急元心掘削箇所は赤で着色すること。
 4. 写真撮影方向を朱印で明記し写真対照出来るように番号を記すこと。
 5. 河床内の異常土砂堆積区間については○印で記入すること。
 6. 山林火災の場合、焼失範囲についてオレンジ色で記入すること。
 7. 山林火災の場合、焼失範囲についてオレンジ色で記入すること。

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

様式 10

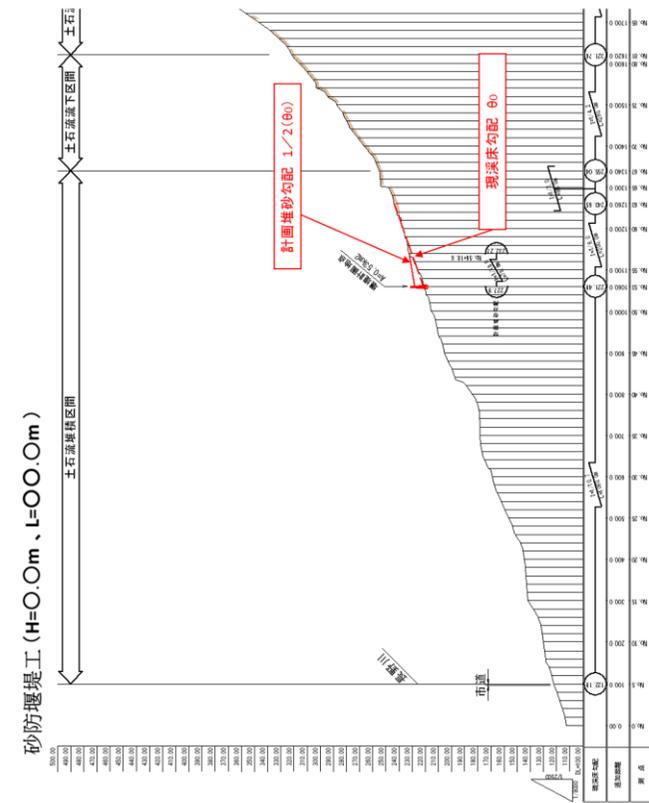


1-40

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

様式 10

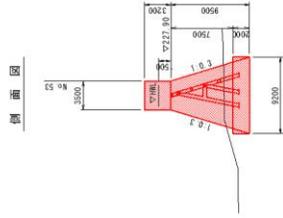


1-45

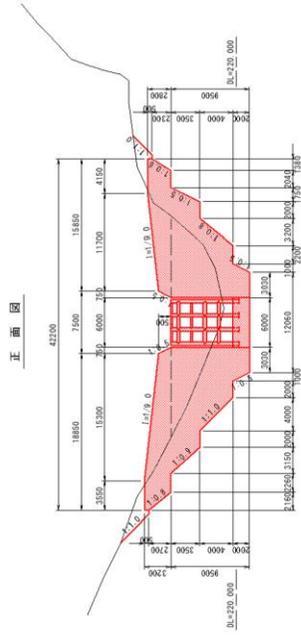
新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

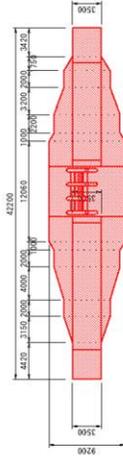
様式 1 1



砂防堰堤工 (H=0.0m、L=00.0m)



正面図

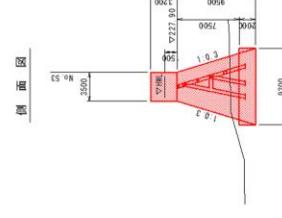


平面図

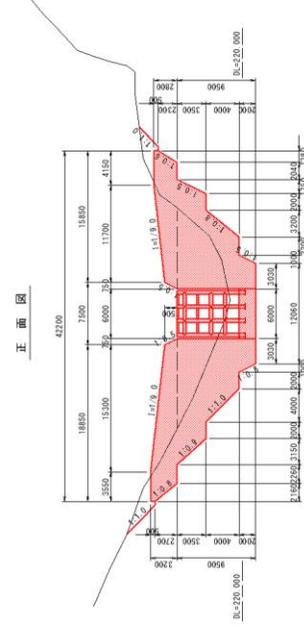
旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

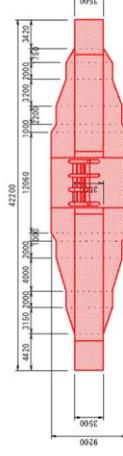
様式 1 1



砂防堰堤工 (H=0.0m、L=00.0m)



正面図



平面図

様式-12-2

被害状況調査書（山林火災用）

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

異常気象名
災害発生時刻 年 月 日
地名

場所 町 郡大字 村	水系名	貯山名	貯山名	水系級数	砂防指定地 有 無			
流域面積 (km ²)	保全対象状況 面積(m ²)	人口(人)	人家(棟)	道路(m)	橋梁(棟)	田畑(ha)	交通機関	その他
状況	砂防設備及び貯山設備の状況 砂防設備の維持管理状況 貯山設備の維持管理状況	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
被害総面積 (m ²)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	(ha)		
被害総面積 (m ²)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	(ha)		
交通施設閉鎖(日)	被害総額(千円)	一般被害額	公共土木施設等被害額	河川及び道路等	農地及び貯山等	計		
道路 鉄道 その他								

1-43

新

第4章 災害関連緊急砂防事業

様式-12-2

被害状況調査書（山林火災用）

異常気象名
災害発生時刻 年 月 日
地名

場所 町 郡大字 村	水系名	貯山名	貯山名	水系級数	砂防指定地 有 無			
流域面積 (km ²)	保全対象状況 面積(m ²)	人口(人)	人家(棟)	道路(m)	橋梁(棟)	田畑(ha)	交通機関	その他
状況	砂防設備及び貯山設備の状況 砂防設備の維持管理状況 貯山設備の維持管理状況	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
被害総面積 (m ²)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	(ha)		
被害総面積 (m ²)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	(ha)		
交通施設閉鎖(日)	被害総額(千円)	一般被害額	公共土木施設等被害額	河川及び道路等	農地及び貯山等	計		
道路 鉄道 その他								

1-48

旧

新

【事業編 第3章 災害関連緊急砂防事業】

理由・工程表

災関対応しなければいけない理由

今回、土石流災害の発生した〇〇川は、山口県〇部、2級河川〇〇川の上流域に位置し、溪流の下流域には国道、人家が存在している。

また、当地域は中国山地の山間であり周辺を急峻な山々で覆われており、毎年、多くの降水量を観測している多雨地域である事から、出水期（6月～9月）に土砂災害が発生しやすい。したがって、〇〇川においても保全対象の上流に残留する不安定な山腹や堆積土砂に対して、来年の出水期までに緊急に対応する必要がある。

今回の対応方法は、上流域崩壊部に残留する不安定土砂を堰場の新設により、貯留するものである。

工程表

	令和〇年					令和〇年			摘要	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
調査・設計			■	■						
地元説明会			■	■						
用地測量・取得 工事用道路					■					
新規堰堤工										
本堤工						■	■	■	■	
垂直壁工・水叩工								■	■	

旧

第4章 災害関連緊急砂防事業

理由・工程表

災関対応しなければいけない理由

今回、土石流災害の発生した〇〇川は、山口県〇部、2級河川〇〇川の上流域に位置し、溪流の下流域には国道、人家が存在している。

また、当地域は中国山地の山間であり周辺を急峻な山々で覆われており、毎年、多くの降水量を観測している多雨地域である事から、出水期（6月～9月）に土砂災害が発生しやすい。したがって、〇〇川においても保全対象の上流に残留する不安定な山腹や堆積土砂に対して、来年の出水期までに緊急に対応する必要がある。

今回の対応方法は、上流域崩壊部に残留する不安定土砂を堰場の新設により、貯留するものである。

工程表

	令和〇年					令和〇年			摘要	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
調査・設計			■	■						
地元説明会			■	■						
用地測量・取得 工事用道路					■					
新規堰堤工										
本堤工								■	■	■
垂直壁工・水叩工									■	■